

第三十八回 参議院社会労働委員会會議録第二十七号

昭和三十六年五月十一日(木曜日)

午前十時四十六分開会

委員の異動

四月二十八日委員山本利壽君辭任につき、その補欠として郡祐一君を議長に就任した。

出席者は左の通り。

委員長 吉武 恵市君  
理事 加藤 武徳君  
坂本 昭君  
藤田 藤太郎君

委員

鹿島 俊雄君  
勝俣 稔君  
谷口 弥三郎君  
徳永 正利君  
山本 杉君  
横山 フク君  
小柳 勇君  
村尾 重雄君

衆議院議員

小笠 公昭君

国務大臣

石田 博英君

労働大臣

大来 佐武郎君

政府委員

堀 秀夫君

経済企画庁長

増本 甲吉君

労働省職業安定局長

増本 甲吉君

事務局側

増本 甲吉君

本日の會議に付した案件

○駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案(衆議院送付、予備審査)

○雇用促進事業団法案(内閣送付、予備審査)

○委員長(吉武恵市君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

○駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○衆議院議員(小笠公昭君) ただいま議題となりました駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由並びに内容を御説明申し上げます。

この改正案は、本法の施行の状況及び駐留軍関係離職者の特殊事情にかんがみ実情に即した改正を行なうとするのが、その趣旨でございます。

その要旨を御説明申し上げますと、まず第一に、中央協議会の委員に、厚生次官を加えるため委員の定数を一名増加し、連絡調整を一段と強化することとあります。

第二は、中央協議会に事務局を設置し、機能の強化をはかることとあります。

第三は、条例によって置くことができるものとして、市町村にも駐留軍関係離職者等対策協議会を設けることができることとし、国は、これに要する経費の一部を補助することとして、実情に即した対策が講ぜられるようにすることとあります。

第四は、特別給付金の支給範囲を広げて、昭和三十三年六月二十二日の岸・アイク声明の行なわれたときに、PX従業員等、軍諸機関雇用労働者であつた者が、引き続き在職し、政府雇用労働者に切りかえられた後、離職した場合に、前の軍諸機関雇用労働者であつた在職期間と政府雇用労働者としての在職期間とを通算して特別給付金を支給できるよう改めることとあります。

第五は、駐留軍関係離職者で、公共職業訓練を受ける者には職業訓練手当を、公共職業安定所の紹介による就職のため居所または住所を変更する者には移転に要する費用をそれぞれ支給することとあります。

その他、本案は公布の日から施行するが、職業訓練手当及び移転に要する費用の支給に関する部分は、雇用促進事業団法の施行の日から施行するといふこととあります。

一部を補助することとして、実情に即した対策が講ぜられるようにすることとあります。

第四は、特別給付金の支給範囲を広げて、昭和三十三年六月二十二日の岸・アイク声明の行なわれたときに、PX従業員等、軍諸機関雇用労働者であつた者が、引き続き在職し、政府雇用労働者に切りかえられた後、離職した場合に、前の軍諸機関雇用労働者であつた在職期間と政府雇用労働者としての在職期間とを通算して特別給付金を支給できるよう改めることとあります。

第五は、駐留軍関係離職者で、公共職業訓練を受ける者には職業訓練手当を、公共職業安定所の紹介による就職のため居所または住所を変更する者には移転に要する費用をそれぞれ支給することとあります。

その他、本案は公布の日から施行するが、職業訓練手当及び移転に要する費用の支給に関する部分は、雇用促進事業団法の施行の日から施行するといふこととあります。

なお、本案施行に要する経費は本年度既定予算の範囲内及び予備費をもって充てることといたしております。

以上が本案の要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(吉武恵市君) 本法案に対する質疑は、次回以降にいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり。

○委員長(吉武恵市君) 御異議ないと認めます。

○委員長(吉武恵市君) 速記を始めて。

○委員長(吉武恵市君) 速記を始めて。

○委員長(吉武恵市君) 速記を始めて。

○委員長(吉武恵市君) 速記を始めて。

○委員長(吉武恵市君) 速記を始めて。

○委員長(吉武恵市君) 速記を始めて。

○委員長(吉武恵市君) 速記を始めて。

○委員長(吉武恵市君) 速記を始めて。

○委員長(吉武恵市君) 速記を始めて。

○委員長(吉武恵市君) 速記を始めて。

て、この雇用促進、完全雇用の方向というものを私はきめなければならぬ、こういう工合に思っております。そういう意味で、この雇用促進事業団の目的というところに書いてあることを見ますと、よいことが書いてあります。

書いてあります。私は雇用促進の大きな柱というのは、完全雇用を達成し、そして経済繁栄と福祉国家を達成するんだ、そのためにこれとこれと、こういうことが必要なんだ、こういうことを明確にここに書いてないわけなんです。この法の目的について労働省がお考えになった御説明を願いたい。

○国務大臣(石田博英君) 完全雇用の達成というものは、これは単に労働行政だけでなく、国政全体の大きな基本的目標であります。その完全雇用達成のためにこの雇用促進事業団は、現在雇用情勢の中にあります各種の矛盾を調整しようという役割を持って誕生すべきものだ、こう考えておる次第でございます。

○藤田 藤太郎君 私は、雇用促進という字句が頭に使われる以上は、何と云っても完全雇用の達成ということが主目標であり、この事業団の役割というものは失業者をなくするんだという目的が明確になって、労働行政の分野ばかりでなしに、日本の経済からあらゆる面においてこの事業団というものがリーダー格になって次から次へとそういう条件を整えて、そこからできたものを内閣が各行政分野において具体的に

に完全雇用に合わせてゆくという意義のあるものだ、私はそういうふうな認識しておった。今の労働大臣のお話を聞いていると、完全雇用というのは内閣の問題であつてその雇用問題、就業問題の調整をするんだ、こういうことをおっしゃると私たちの認識とは少し違ふのじゃないかと思う。だから私は、大目的のために労働省が他の産業、いろいろの行政に優先して、雇用というのは経済計画を立てるのだ、あらゆる国の政策を立てるのにも基礎なんだから、完全雇用というのは。そういう大きな意義を持つてこの促進事業団というものができた私は認識していませんから、もう少しこの法を出された根本的なところを、考え方というものを説明していただきたい。

○國務大臣(石田博英君) もとよりこの雇用促進事業団の大きな目標というのは完全雇用の達成であることはこれは御説の通りであります。それはもう申すまでもないことなんであります。が、この目的の中にはその達成へたどりつくための具体的な問題をあげたのであります。従つて、完全雇用の達成を目ざしてということとは、これは書いてございませぬけれども、これは当然のこと、そうしてそれを目ざして参ります場合における雇用政策推進上の諸問題をこの促進事業団で取り上げたい、こうというのであります。

○藤田藤太郎君　ようやく労働大臣の基本的な考えについてわかって参りました。完全雇用の達成というものが大目標であり、当然のことである、これは書いてないがそれが当然のことであるというのですが、そういう当然な

大目標であるという建前に立つてこの法律案を作られたとすれば、もう少しこの目的の方は足らな過ぎるのではないか、あまりにも労働大臣は、今の内閣の中ではほんとうに重要な役割をしておられる労働大臣としては少し遠慮をし過ぎておられるのではないか、そういう気がする。むしろ労働大臣が完全雇用達成というものを大目標にして、これが経済計画の基礎なんだということを、私はこの前もお伺いしたことがありますが、こういふ法律案は、労働大臣の決意のほどを私は期待している一人として少し他に遠慮をし過ぎているという気がする。私は、その問題についてはいずれあとほどから議論の中に出てきましようし、順次具体的な問題の中で私は何を具体的に目標にしているかということが明らかにしてくる

と思う。ただ、この法文だけを読んで  
目的だけを見ると、大目的である  
筋が通っていないところ、私た  
ちはこれは石炭の雇用促進の事業団の  
塗りかえたものぐらいいすぎないんで  
はないかという非常に狭められた消極  
的な見方があることは非常に残念だ  
と思っております。私は、雇用促進事業  
団が生まれてきたときに大きな期待を  
持っておった、ところが、実質的にそ  
ういうものがそういう狭いもので塗り  
かえられることになるという大へん  
なことじゃないかと私は思っている。  
そこで、今の日本の労働情勢、雇用情

勢というものがどういう工合に推移しているかという問題については、これは大いに労働大臣もむしろ行政官庁の責任者でありますから当然のことですけれども、国をあげてこの雇用の推移、完全雇用という問題については重

大な関心を持たなければならぬ。じゃないか。ただその面では、労働問題とは経済問題なりというごとく経済の施策によつて雇用の問題がどう動くか、これはもう私は重大な完全雇用の大前提ではなからうか。だからきょうは迫水さんと労働大臣とに来ていた。ただ、大いに所得倍増計画であるとか、今日の経済の推移であるとか、こういう問題について御所見を承りたいと思つておったんですが、きょうは迫水長官は所用でお見えになりませんが、大来さんが見えになっておりますので、どうかその点なんかについて御質問をしてゆきたいと思うわけでございます。大来局長はおいでになつていますか。

○委員長(吉武恵市君) 今すぐ来ます。

○藤田藤太郎君　それでは労働大臣に  
お尋ねをしたいんですが、第一にお尋  
ねをしたいことは、個々の問題は今日  
までだいぶ議論して参りましたが、こ  
れはあとほどすることにして、日本の  
人口問題の推移ということをどうとら  
えられているか、その中で産業労働力  
に転化する人口動態をどうとらえてお  
られるか。それから日本では五十五才  
という定年制があるわけです、これは  
私は生産という面からいっても労働力  
を非常にたくさん持っている人を職場  
からほうり出してゆく、これは非常に  
もったいないことでありますけれど

も 政府の人口総計では六十才くらいが基準になって出てきておりますが、五十才くらいで首を切つた方々要するに、生産の場からこれをはずしておるわけですけれども、こういう人をやはり社会に貢獻させる、生産

は、どういう方法をとっていったらいいのか、こういう人口問題を中心にした推移と見解についてお話を承りたい。

○国務大臣(石田博英君) わが国の人口全体の推移は、昭和三十年ぐらまでは大体年々百万程度の増加でありました。しかし、その後増加の絶対数は百万を割りまして、昭和四十五年には八十三万ぐらいの増加になり、増加の絶対数はその後も順次そうこれ以上の数字にはなるまいという見方をいたしております。ただ、四十年から四十三年ごろは減ってくる、数がうんと減るわけでございますが、しかし、その後今度ははいわゆる成年人口もまた増加して参りますから、四十四年、五年になりますと、その前年よりはまた少しずつ減ります。ところが、その増加率は、

そう多くない、そうして昭和四十五年には一億二百万程度の人口になるのではないかと推定をいたしております。そこで、新規労働力人口の伸びは昭和三十一年から三十三年ぐらゐまでは大体いわる新規雇用希望者の数が百二、三十万であります、三十五、三十六年はまた一時百十七万程度に減少しておりますのであります、その後三十七年から四十三年までは逐年増加をいたしまして、大体百三、四十万から百七十万程度のものが出てくる。その後四十四、四十五年からまた新規労働力人口は漸次減少して行くのではないかと推定をいたしております。

人口漸次減少していくのでないかと推定を立てております。詳しいことはあとで事務当局から、お答えを要すれば答えたいと存じます。

従いまして、そういう構成の中で推定されますことは、年令構成が、昭和

四十一年くらいになります。いまの若いものは、弱年層の数が相対的に減少しています。ミッド型から、何といいますが、長方形のような形にだんだん近づいてくるという状態になるのじゃないかと考えております。このことはわが国の産業労働力の確保という点から考えましても、いわゆる弱年労働者ばかりに多くを期待するということだけでは済まなくなってくると思います。そういう観点からも中高年令層の生産への参加ということを考えなければなりません。それから一般的に年令が延びて参ります、従って、活動力、生産能力というものも持続されるわけであります。そういう意味から申しまして、中高年令、特に高年令の問題というものを考えなければいけない。従って、当然五十五才という定年というものはない

を加えられるべきものでありまして、われわれ現在政府関係機関と折衝をいたしております範囲では、事実問題としてもうそれぞれ数年間いわたる定年は延びております。定年制を延ばすという問題は当然考えていかなければならぬと思つておる次第であります。しかし、それでも、一応定年という形が急速に撤廃されないといたしまして、やはり高年令層の生産への参加、あるいは雇用の確保という方法について他の有効なる措置を検討しなければならぬと考えておる次第であります。すでに食付いたされております。

藤田藤太郎君　まあ人口の動向については今大臣がおっしゃったような傾向にあることも統計が示しておるところでございます。問題はその中で五十才以上の人をどういう工合にして職

場、生産を通じて社会に貢献をしてもらうかという問題、その問題を議論する今日事態になっているのに、その前の状態、中高年齢層の労働力、就労というものが非常に困難な状態にあるということが、まあこれより先という言い方は別といたしまして、非常に重大な問題であるわけでございます。そういう意味からいっても、私は所得倍増論のいろいろの計画を読んでも、非常に抽象的な、何もい、かにもやらなければならないというものが一つも出てこない。だから、そういう点で私たちは認識を深めるのに非常に困っております。だから、この雇用促進事業団の目的の項を一つ見ても、何かまた大目的大目標というものがはなれてしまったのじゃないか、具体的な法案として出てくるときにははなれてしまったんじゃないかという懸念を持ってくるわけでありまして。そういう点は、今大臣が述べた通り、たまたま具体的な一つどういいう工合に進めていくのかということについて、一つ大来さん、堀さん、もう少し具体的な方法として、大臣のおっしゃったことの具体的な問題を一つ御説明を願いたい。

○政府委員(堀秀夫君) 大目的な見通しにつきましては、ただいま大臣から御説明をいたしたところでございませう。これに伴いまして、ただいま藤田先生御指摘の基本的な完全雇用の達成という目標に、わが国の雇用状態を近づけていくためには、政府、それから関係者において努力すべき幾多の点があると考えております。基本的

には、もとより国民所得倍増計画等に基きまして、高度の経済成長を達成していくということによって、雇用の増大をはかることが必要であることは申すまでもありませんが、さらに具体的に、第一番目に、わが国の現状におきましては、技術者、技能者の不足と、熟練労働力の不足という点が目立っております。この不足を補う、これは今後において経済がさらに高度化するにつれてますますその必要性は増大して参ると考えるわけであります。従いまして、第一番目に、技術者、技能労働力の養成を確保したために職業訓練の拡充強化ということをはかることが必要であらうと考えるわけでございまして、第二番目に、その間におきまして、ただいまの現状においては、現在におきまして、産業間あるいは地域間におきまして、労働力の雇用状態のアンバランスという問題が出ておる。したがって、今後においても経済発展の過程におきまして、そのような傾向は依然として続くことは予想されるわけでありまして、その意味におきまして労働力流動性の増大をはかるために、まず労働省の行政といたしましては、全国的な視野に立つところの広域職業紹介体制を確立するということが必要であると考えるわけでございまして、ただ、その場合におきましてそのような見地で職業あっせんをいたすという方々についても、これによって動くところの方々に、その移動を円滑にするための裏づけが必要と考えられるのでございまして、そのためには、まず第一番目に、専断訓練の拡充強化ということが必要であらうと考えます。それから第二番目に、移動労働者のさしあたって

当面する困難な問題といたしまして住宅問題がございまして、移動労働者が住宅の建設等の措置を促進することが必要であると考えます。これと並びまして、労使間におきましては、労働移動を阻害するような企業の封鎖的雇用制度の改善ということが必要であらうと考えるわけでございまして、これと並びまして、低開墾地域、また、失業者の多発地域につきましては、産業開発施設の整備、工場の誘致等の産業立地政策の適正化が必要であらうと考えるわけでございまして、第四番目には、これは申すまでもないことではございますが、最低賃金制度の充実、あるいは社会保障制度の拡充等によって、低所得者の層の解消をはかっていく、こういうようなことが必要であらうと考えるのでございまして、以上のような基本的な考え方に基きまして、政府の施策を積極的に推進していくことが必要であらうと思つておりまして、また、その過渡期におきましていろいろな摩擦を予防する措置といたしまして、公共事業あるいは財政投融资事業の弾力的な運営、あるいは失対事業の基本的な実施ということが摩擦防止のための過渡的な措置として必要となってくるであらう、以上のような基本的な考え方に立ちまして進めて参りたい、このために政府において行ないますところの行政のきめをよりこまかにいたします意味において、政府の行政と表裏一体となつて雇用促進事業団におきまして、政府の手が行き届かないような面につきまして、積極的に事業を実施いたしまして、労働力流動性の促進と同時に、熟練労働力の養成を

はかつて参らう、こういう考え方で参るわけでございまして、  
○藤田藤太郎君 私は、今に關連して大来さんにお伺いしたいのですが、大来さんがこゝへ書かれておられます「所得倍増計画の解説」というところで書かれてあるのを見ると、この労働力の流動性や雇用の問題として、「(1)低賃金雇用形態である臨時工、日雇労働者、社外工利用の是正。(2)技術革新の進展に対応して労働時間を縮小すること。(3)家族主義的労働管理である年功序列型賃金体系を是正して、同一労働同一賃金の原則を打ち立てること」などである。という三つの側面をもつてお書きになっているわけですね。百十一ページですね。これはどの程度まで血が通っているのか、この考え方が、どういふ工合にして実施されていくとされているのか。私はここに書いてあることは当然のことだと思つてゐる。しかし、これをどうして実施していくかというところがやはり明らかにならない。これはものにならないと思つてゐる。その見解を承りたい。

○政府委員(大来佐武郎君) ただいまの御質問の点でございまして、一つは国民所得倍増計画を作成いたします過程で経済審議会の中にいろいろ委員会を置きまして、特にこの問題、ただいま藤田先生のお読みになりました部分は、賃金小委員会でも議論のありました結果の要点が出ています。また、倍増計画全体としておおむね十年間に日本の経済規模を倍にするのだということを言っておりまして、その場合に長期的な政策のあり方、方向を示しておるといふ組み立てになつておりますので、この実施の細目はそれ

は、今に關連して大来さんにお伺いしたいのですが、大来さんがこゝへ書かれておられます「所得倍増計画の解説」というところで書かれてあるのを見ると、この労働力の流動性や雇用の問題として、「(1)低賃金雇用形態である臨時工、日雇労働者、社外工利用の是正。(2)技術革新の進展に対応して労働時間を縮小すること。(3)家族主義的労働管理である年功序列型賃金体系を是正して、同一労働同一賃金の原則を打ち立てること」などである。という三つの側面をもつてお書きになっているわけですね。百十一ページですね。これはどの程度まで血が通っているのか、この考え方が、どういふ工合にして実施されていくとされているのか。私はここに書いてあることは当然のことだと思つてゐる。しかし、これをどうして実施していくかというところがやはり明らかにならない。これはものにならないと思つてゐる。その見解を承りたい。

それの仕事の担当のところでお考え願うという建前でございますので、先ほど来、労働大臣、堀局長からお話ありましたように、具体的な細目については、労働省が特に中心になってお考えになることだと思つてゐる。ただ、倍増計画の委員会での考え方といたしましては、今のようないふことが強調されて参りまして、ことに一つは必要という面と一つは可能性、両方の面があるわけでございますが、これまでいろいろ御答弁もありましたように、日本の労働力需給状態とそれから労働力の供給、将来の人口推移の状態から照らしたんだん不足状態へ向かつていく、その過剰から不足へ向かつていく状態が、今まで過剰なために行なわれていたようないろいろな雇用慣習とか労働条件というものをだんだん解消していく一つの強力な基礎を提供するのは、これはもちろんだんだん経済成長が行なわれればおのずからだんだんお読み上げになつたようなことが自然に進行していくというところではございませんで、いろいろ政府側の施策も必要であると存じますが、ただこういうことがやりやすくなると申しますか、そういうことが必然的に要求されるような状態にだんだん変わっていくかと思つてございまして、ごく概略でございまして、これと、一応考え方としてはその程度でございまして、  
○藤田藤太郎君 今あなたはさうおっしゃいますけれども、まだこの倍増論の報告書にはいろいろのことが数字もあつて、もっと書かれておられます。しかし、あなたがこゝで倍増論の最終決定案に対して、この計画の解説を書いた

ところに、この項——まだたくさんありますけれども、この項一つ取り上げてみても、今の労働省がやっておられる九項目ほど今おあげになったところに、あなたがこれを基本的なやらなければどうにもならぬのだ、これをやるべきだと主張しておられるのと労働省が実際にやっておられることとの関係というものはどうなんですか。

○政府委員(大来佐武郎君) この点は、実は倍増計画というのは十年間の問題を指摘するという形になっておりまして、その中で現在の段階で取り上げられる政策というのはおのずからある程度限られてくる面があると存じます。全体の経済の状況とか社会の状況等がございまして、倍増計画というのは、十年という期間を一貫してこういうものが望ましいということをお願いしておるわけでございますから、現実の政策はその中の実行の機が熟しておると申しますか、取り上げ得る段階に達したもので漸次実現していくというふうな私ども解釈いたしておるわけでございます。

○藤田藤太郎君 労働力の流動性の面からいってあなたが考えた最低の条件だと私は思う。この問題は、あなたこの雇用促進事業団法案というのを今度労働省の行政管轄で国会に提案しているというのについて内容までみな御存じなんですか。

○政府委員(大来佐武郎君) 実は詳細な内容は存じておりませんが、労働省から提案があることは存じております。

○藤田藤太郎君 そうすると、経済企画庁というのはどういう役割をするところなんですか。内閣が経済の計画を立て、これは十年倍増論であります

けれども、三年計画を出しになっております。その中には経済の投資はどうする、この産業は産業のものとどういうふうな拡大して国民生活はどうする、雇用はどうする、という計画に沿って労働、厚生、文部、建設、農林という工合に具体的な行政というものが行なわれてこそ私は池田内閣の政策だと思ふ。ところが、これは十年間の中でこれをやるんだ。しかし、これに出てくるのは最低の条件だ。これは今一時期に実施すべきだという問題を私は言っておるんじゃないやありません。しかし、十年間流動性をやろうと思つたら、これは少なくともこの問題を初年度からぼつぼつでも取り上げて、根本からこれを達成するのにはどうするんだという具体政策というものがなければ、私はせっかくここで国民にあなたが書いて読まれた本が、国民はどういう感じでお考えになるか、だから私は、そういうお話になると、経済企画庁というものが内閣の中でどういう役割をするのかということが聞きたくなってくるわけだ。

○政府委員(大来佐武郎君) ただいまの御質問になりますと、実は大臣にお答え願わないとまずいのかと思つたのでありますが、私も従来から長期計画の立案の事務方を担当して参りました。大体こういう日本経済の基調が自由経済といいますが、私企業活動を中心にして行なわれておりますので、そういうところの経済計画というものがどういう役割を持つかという根本問題がございまして、それから企画庁の仕事の立場と関係

各省のそれぞれの担当を持たれた各省の仕事の分解ということもございまして、現実の場面ではいろいろとそういう問題が出て参るわけでありまして、総合計画の立場から申しますれば、一つには経済の計画の中にかなり予測的な要素が入っておりますので、いわゆる経済計画体制の国の計画とは違ひまして、さらに見通しの要素がある、そういう意味から申しますと、ある意味では計画が同時に政策といひますか、将来経済政策を考える上の方の手がかりを提供するというような立場になつて参ると思つたのでございまして、この場合にこの総合的な経済のバランスがはじいてございまして、関係各省の仕事を考えます場合に、全体としての政府の考え方なり日本経済の推移の方向はこういうことであり、また、こういうことが大体主要な、長期的な問題点であるというのをそれぞれ立場からお考え願つて、それに沿つた活動がおのずから行なわれる。こういう役割が長期計画の働きであると考えておるのでございまして、この計画の中に書いてありますことを、それぞれ詳細な点にまで企画庁が現実の過程で各省に対して要請をするというところは、場合によりますと、いろいろ行政上の重複混雑を招くこともございまして、私もこの考えをいたしましては、これも実はこの総合部会というものが最近設立されたわけでございますが、もう少し長い目で、一応昨年の暮れにできまして計画でございまして、しばらく推移を見まして、一年なり二年なりたちまして、現実の動きなり各省の政策の動きというものがこの計画で考えられた

ところと大体合っているかどうか、あるいはあの計画で考え足らなかったところがあるかどうかという点をレビューいたしまして、そのレビューに基づいて、また関係各省に必要な場合にはこういうことを長期的な見地からお考え願つてもいいのじゃないかというふうな報告なり勧告を出すというところも考え得ると思つたのでございまして、さしあたりはこの計画を作る過程におきまして、関係各省全部のこの委員会なり部会の審議に参加してやつて参りましたので、現在は大体においてこのラインに沿つて各省がこの政策を進めておられるというように私ども了解しておるわけでございます。

○藤田藤太郎君 あなたのおっしゃったことを聞いておつても、私はよく労働省が今やろうとしておられることと、あなたがこの本をお書きになつたこと、これは政府の公式な解説書であるのか、大来さん個人の解説書であるのかということをお聞かざるを得ぬようなことになつてくるのでございまして、だから先ほど冒頭にお尋ねしたように、雇用促進事業団法案というものを詳しく御存じであつたかということもお聞きしたわけだ。だから結局は、経済企画庁がこういう一つの絵をかけた。しかし、今お話を聞いてみると、各省の行政の代表が出て、これをお作りになつたということをお聞きしてみると、そうでなしに、大来個人でなしに、やはり経済企画庁の倍増計画の骨筋というものがここに入つてこの解説書になつたように思ふわけだ。そうなるべく、なおさら私たちはわからなくなつてくるわけだ。さういふこと、たとえばそのページのうしろの方

にも失業者の生活の安定をはかるために云々というようなことが書いてございまして、その前の方に来ますと、就労の計画も書いておられます、雇用の計画も書いておられます、その前のページに、だからそういうものが、私は何と云つても各省の総合によつて立てられたのだから、そういうものをどうしてこの行政上生かしていくかというものがこの雇用促進事業団でなくてはならぬと、私はそう思う。これはだれが聞いても間違いのないところだと私は思う。労働省がたまたま業務の担当をされたけれども、この政府の経済計画の中の雇用の問題をどうするか、総合的な雇用の問題をどうするかというところに雇用促進事業団法案というのが出てきた。これは当然のことだと私は思う。しかし、今あなたのおっしゃったことと、労働省の今出してこられた事業団の目的は完全雇用達成にあるんだ、こういうことを大臣はおっしゃいましたから、私は幾らかこの法案の目的の方から理解しておられますけれども、そういう筋が、せっかくここにこういう工合にして書いておられるけれども入っていない。ことしの具体的にはどうやるのかという、今具体的な訓練の問題、それから流動性のバランスの問題、それから流動労働者の住宅の問題、それから工場誘致の問題、最賃制の問題という工合にあげられた事項について、起きてきている現象の問題の処理をどうするかというふうな行政を労働省はおやりになつていいます。根本的に完全雇用の大目的達成というところに労働省の行政は一步も踏み出してないというところに、この

倍増計画との関係がどうなるかという  
ことをお尋ねせざるを得ないので  
せつ々しく倍増計画でどうお出しになる  
なら、これがあらゆる各省の行政の面  
に具体的施策として現われてこなければ  
私は意味がないんじゃないか、こう  
思う。だから、そこあたりのいきさ  
つを、私はいづれ追水さんに来ても  
らって具体的な問題についてお聞きし  
ますが、あなたが計画の中心になられ  
た方だから私は今まで聞いておいた。  
しかし、いいです。それぐらいのこと  
で、私はよくわかりませんが。

そこで、私は大臣にお尋ねをした  
い。だからこういう工合にして政府の  
おやりになる倍増計画、それからたと  
えば三年間の計画というのを見まし  
ても、あの一番の大目標は完全雇用達  
成ということになっておるわけだけ  
ども、今の倍増計画を見ておると、  
どうもその筋になる問題が少し欠  
けておるような気がするわけです。大  
臣は、この計画で定められた倍増計画  
のこの施策との関係をどう今後処理し  
ていこうとされるのか、そこらの見解  
を聞きたい。

○国務大臣(石田博英君) 労働省が雇  
用計画を立てて参ります場合の具体  
的な施策は、これは大きくは所得倍増  
計画の立てられた線に合うように、そ  
うしてその見通しに合致することを目  
標として立てて参るわけでございます  
。雇用促進事業団法案を提案をいた  
し、そうしてその事業団の今年の事業  
計画を御審議願いますのも、本年の時  
限における所得倍増計画内の労働省の  
役割をこの中で果たしていこうとして  
おるわけでありまして、そこでさらに  
労働省として完全雇用の実現を目ざし

て参ります場合の最も根本的な態度と  
考え方は、計画の立案及び推進、諸経  
済政策の実施にあたっては人間の問題  
の処理を常に前提として考えてもら  
うということでありまして、従って、そ  
人間の問題というものを私どもは担当  
いたしておるのでありますから、たと  
えて申しますと、石炭政策を実施する  
場合に失業者、離職者が出てしまっ  
てからその離職者の問題を処理するた  
めに労働省が計画を具体的に実施する  
というのではなくして、離職者が出る見  
込みであるならば、その離職者に対す  
る計画と対策が実施せられたときに離  
職者が出る見込みの政策を実施する  
という取り扱いにしてしまふ、持つて  
いくということが基本的な労働省とし  
ての政策の方でありまして、しかし、完  
全雇用の実現のためにはもとより労働  
政策だけが独立して進んで行ってい  
るものではないのでありまして、やはり  
一般産業経済政策の実施、特に産業構  
造というふうなものの変遷というもの  
を考慮に入れていかなければならませ  
んし、それと見合せていかなければな  
らない。ただ見合う場合には、先ほど  
申し上げましたように、そっちが先へ  
進んでその当然の結果として出てきた  
ものを跡始末をするというのであって  
はいけないのであって、やはりその人  
の問題についての対策を具体的に立て  
た時期に新しい政策を実施するという  
ことを確保しておくことが私は諸計画  
の中における、所得倍増計画の中にお  
ける労働省の根本的な問題であり、人  
を常に前提としていなければならぬ  
という考え方の具体策であると考えて  
おります。しかし、相関的な問題であ  
りまして、そういうことによつて人の問

題を円満に処理し、また、産業界が大  
きくいたします人々を訓練をして、あ  
るいは要求する場所に要求する人を移  
れるようにすること自体がさらにまた  
経済界、産業界の発展に寄与して、相  
関的にその問題にもいい影響を及ぼし  
て参る、こう考えておる次第でありま  
す。

○藤田藤太郎君 私、この雇用促進  
事業団という事業団の役割が大きい  
ということをお聞きしました。で、私  
は、今の潜在失業者をどうするかとい  
う問題が重要な問題であり、で、潜在  
失業者と失業者——まあ日本で言われ  
る潜在失業者の概念というのはみんな  
含んでおりますから、だから分けまし  
と、労働者の中の半失業者と失業者、  
それから農業の過剰就労者を、これ  
をどうするかという問題。もう一つは、  
この前も私は議論したんですが、商業  
行為をやっている零細商業——最近、  
大商店、スーパーマーケットというの  
ですか、そういうものができて、私の  
方なんかではたばたばたんな倒れて  
いっておる。こういう人たちが生活の  
手段を講ずるのにどこかで働いて収入  
の面を得なければならぬ。その対象と  
して私は三つ対象にしなければならぬ  
のじゃないか。この三つの対象を雇用  
労働者としてどう受け入れていくかと  
いう問題が、この雇用促進事業団の中  
で考えられなければならないんじゃない  
かと、私はそう思う。しかし、この  
倍増計画を見てみますと、その雇用労働  
者の問題には触れておりますけれど  
も、農業の過剰就労とか商業行為を  
やっている零細商業の方々の問題なん  
かは大きいワタの中で考えられている  
か知らないけれども、そういう問題

には触れられていないんです。残念な  
がら触れられていないんです。で、そ  
れは第三次産業の商業行為の方は産業  
の方に吸収するということになるのか  
どうか知らないけれども、しかし、雇  
用労働者という姿でそれが転換をして  
いくわけですね。第一次、第二次、第三  
次産業でもそういう姿で転換してい  
く。農業の過剰就労者もそういう格好  
で雇用労働者として転換をしていく。  
こういう問題が私はやっぱり完全雇用  
をやっていくというところに、そうい  
うきめのこまかい問題までどういう工  
合にして就労を吸収していくかという  
問題が出てこなければ、これは購買力  
にも転換しないのです。経済繁栄の道  
にもならないですよ。そういう問題  
にはこのあなたの書かれたものには触  
れられてないような気がする。しかし、  
骨だけはぎっちり書いていたいてお  
りますから、このさき読み上げまし  
たことはまことにいいことが書いてあ  
りますから、これをどう実施していただ  
くかということをお私に少し先ほど議論  
をしたんです。だから大来さんにお尋  
ねをしたんですけれども、これは雇  
用促進事業団の、完成雇用を達成する  
ための事業団の法案審議ですから、そ  
ういう意味であなたは農業の過剰就労  
と商業のそういうところの方々、それ  
から労働者の方々をここに書いており  
ますが、どういう工合にして一つ完全  
雇用の方へ持っていくかというところ  
の計画についてのお考えを一つ聞か  
していただきたい。

○政府委員(大来佐武郎君) 先ほど来  
の御質問の点でちょっとお断わりして  
おきたいと思ひますのは、実は私の名  
前が出ておりますが、これは経済審

議会の答申が出ましたときに答申の解  
説という形になりまして、この後に政  
府計画の閣議決定が十二月二十七日に  
ございまして、それはこの全体を要約  
したような形になっておるわけござ  
います。その辺、まあなかなかどこに  
線を引くのか問題でございまして、こ  
も、幾分そういう意味でこの本の方に  
は審議会の答申といひますか、その  
解説ということが中心になっておるわ  
けでございまして。なお、この閣議決定  
になりました分の中にも今の点につ  
いて確かにあまり明確ではないかもしれ  
ませんのですが、第九表というものが  
ございまして、産業別の成長率と就業  
増加率と一人当たり労働生産性の増加  
率というものを示しておりまして、こ  
の中で一次産業が成長率二・八、就業  
者の増加率がマイナス二・八、一人当  
たり労働生産性五・六というふうな数  
字をあげておるわけでございますが、  
結局この農業以外の部門の生産性の増  
大にバランスして、できればそれより  
幾分高い率で農業の生産性が上がって  
いかなければならぬ。その場合に農  
業以外の非農業の一体雇用機会はどう  
なるかということ、生産の伸びと雇  
用の増大の関係からはじまして、こ  
の非農業の吸収し得る割合は、農業の  
近代化、農業における生産性の向上と  
の両方を突き合わせまして、就業者パ  
ランスというものを計画の中で考えて  
おるわけでございます。で、一次産業  
以外の二次、三次の面、ただいま御指  
摘のように零細経営の面がございま  
す。で、これは統計上の、現在農業と  
同様に、零細企業については事業所の  
数及び就業者の数が減少いたしてお  
るわけでございますが、私もその傾向



が将来も持続するんじゃないだろうか、全般的に近代的な雇用の機会がふえるに従いまして、やはり前近代的な零細企業における雇用の減少していくというふうな考へるわけでございします。で、その場合にただいま御指摘のように、割合若い労働力は、他の産業の近代的な雇用に比較的に吸収されて参りますが、業主、経営者の立場に参ります零細企業者、しかも中年になつて居る人たちの転業ということが非常に困難である。これは日本だけではなく、各国もそういう問題があるようにございしますけれども、これがやはり政策としては、中年者の転業の問題というのが政策の上では大きな問題になるかと思うのですが、労働省の方でも職業訓練等につきまして、この中年の転業者の職業訓練の問題は相当重視してお考へになつておるようでありまして、ある意味では、今までは割合にこの問題が現実として出て参りませんでした、農業労働力にいたしましても零細の企業にいたしましても、今までは労働力の減少、それは農家の場合には若い労働力、二、三男の労働力の減少というふうな形、農家戸数があまり減らないというふうな形で参りましたし、零細企業でもその就業者が減るという形で、最近になって事業数も減り始めるといふのでありまして、業主の転業業といふのはきわめて最近出て参りました現象でございします。そういう意味では幾分対策の面におくれがあるのかもしれませんが、今後の問題としては、確かに重視すべき点だらう。計画の中に言つておられますことは、労働力の流動性の増大ということがやはり中年労働者に対しても共通の問題でございまして、一方において若年労働

力の不足から初任給が上がつて参ります。終身雇用制の賃金の年令別の傾斜がだんだん緩和して参る。このこと自体が中年労働力の移動についても、かなり可能性をふやして参ります。ということも考へられるわけでございします。特に商業の転業をどう考へるかというふうな点につきましては、特別に申してはならないわけでございします。今のような労働力の流動性の増大ということに、一般的に含めて計画では考へられておるわけでございします。○藤田藤太郎君 それじゃその農業労働者のとらえ方について、ここにやっぱりあなたのお書きになつたところがあるのです。で、農業労働者は大体千四百萬あつて、それを千から千四百萬ぐらゐに四十五年度にする計画になつておるのだ、こういう工合に書いてある。しかし、農業労働者の実態といふものは、これは農林省の方々の意見もつけ加えてお書きになつたものでしょうかというのを私はお聞きしたいです。今、この農業労働者の実態といふのは、固定した農業労働者と、それから出かせぎ的な農業労働者と、それから家族労働者が、農繁期に動員されるか、この三つが一緒になつて農業生産といふものが行なわれておる。それをここで固定が千四百萬だ、それが一時は千六百萬にふえたけれども、順次千四百萬ぐらゐになつていくのだ。これを千百万から千五百万ぐらゐにしたい。まあ倍増計画を見ると、農業労働者は基準年度から四十五年度までに四百九十一萬減らすのだと書いてあります。だからこれで大体千五百万から一千万にするなら大体符節が合うかも知れま

せんが、とらえ方の問題は、今の農業労働者が大体農繁期になりますと千七百万から働きます。その中の三百萬ぐらゐはむしろ家族労働者が動員されて、そのほかあと三百萬ぐらゐが大體農業もやり、それから賃働きの人も行く、こういう格好なのが農業労働者ではないかと思う。私は思つておる。そういう産業予備軍的な労働者がこの今の雇用労働者の中でどういう役割を果たしているかということをお書きはなすべしよく考へていただいて、この雇用の推移といふものを考へていただかないと実態と少し違ふのじゃないかという気がするわけであります。たとえば労働省がどうして雇用を拡大するかという具体的な施策を七つばかりあげられました。基本的な問題は今触れておりませんけれども、そういう職業訓練とかその他によつて正常な労働環境につけていくというのだけれども、しかし、農業労働者を一つ見ても、農繁期だけは農業をやり、その他は日雇ひとかかなんとかそういうところへ行くといふ三百万からのしゅっちゅう移動している労働者といふものを含めてこの問題の処理を労働省はせなきゃならぬ。しかし、この計画ではそういう問題が一つも触れられていない。そういうことを見てみても私は非常に倍増計画との間に問題があるんじゃないか。私の認識が間違つておるなら、そうでない、こうだといふ工合に指摘していただければ私も認識を新たにいたしますけれども、私はやっぱりそういう点は経済計画をお立てになるときは、実際の担当している労働省との関係で、血の通つたものが出来なければ、それじゃこれを、あなたのお書きになつたのが

国民の前にいつて、ああこういうことになるのかといつて国民は期待するけれども、現実はそのでないといふところが違ふ。やっぱり私たちにほつともっと早く完全雇用をしたいという熱願があるわけです。まあもう一段の議論を進めますならば、先ほどお話しになりましたように、生活水準を上げるための賃金をどこまで引き上げていくか。生産性と賃金の比率が、これは池田さんも指摘しておられた生産性と賃金の率とが外国では大體並行な形で競争しているところに完全雇用と生活が守られる、国民所得の中の勤労所得の比率といふ問題を、これには触れられておりますけれども、そういう問題が一つある。もう一つは、これだけ機械が物を作つてくるのでありますから、時間短縮をどう具体的に進めて、そして勤勞の喜びの中に人生を全うさせるような方法といふものも計画の中に突き進んだ議論として、私は具体的な施策としてそういうものが入つていなければ意義がないと思ふ。だから、そこあたりの点が労働省の実際の施策と経済企画庁のお立てになつておるところとがどの程度血がつてなつておつて、どの程度具体施策としてなつていくかといふところが、さっぱり僕には理解ができません。だから、この雇用促進事業団の審議にあたりまして、私はその問題を明らかにするといふことが一番大事じゃないか。私はそう思つておるんです。その問題を明らかにして、池田内閣なら完全雇用の達成を一番大きな旗じるしにしておられます。この完全雇用を大きな旗じるしに柱の一本として、経済の

拡大方式を柱としていかれる中で、具体的に総合的な十年倍増計画を立てられる。これとあわせて行政といふものがどう進んでいくかといふことが血が通つていなければわれわれはなかなか理解できない。そのところあたりをぜひこの法案審議にあつて、私は筋を明らかにしてもらいたい。それでこの限界まで次の段階にはこういう工合に進んでいくのだといふことをこの社務委員会でも明らかにして、そうして雇用促進事業団といふものを歩かせるということに私はしたいと思ふ。これは池田総理大臣の御見解も聞く。こういう場所があつてもいいと思ひますが、まあ総理は忙しいですから何もここに云々といふことは言ひませんけれども、その筋だけは、画期的な言われとおる雇用促進をしようという、今までのような法律案といふものはなかつたんですから、雇用促進をやるという、政府みずからやろうということでお出しになつたんだから、その筋を明らかにして一つ経済計画との間に立つて明らかにしてもらつて、この法律が歩き出すという格好にならないと、私はやはり意義がないんじゃないか。国民が期待しているものとは違つた形になります。これを私は考へておりますから、今の関係を、倍増論とそれから促進事業団との関係をお尋ねしていただくわけでございします。まあそういう点をどうか一つよく理解をしていただいて、皆さん方もどうか筋を明らかに一つこの委員会を通じていただきたい。そうでなければ私はこの法案といふものがちよつとこの前も言つたことがあります、内閣や、経

済政策を立てたやつの現象面に出てきたものだけを労働大臣が請け負うてやるといふような格好に——そんな法律案じゃない、もっと画期的な私は九千何百万の国民の中で完全雇用を達成するための雇用促進事業団というものが、順次計画立案は内閣でするんですけれども、計画を具体的に実施していくという役割を果たすのが雇用促進事業団である。私はそういう工合に考えておるわけでございます。

そこで、具体的に経済計画をお立てになった大来さんが、——大臣にはあとから質問するといまして、日本の経済の推移について、この計画の推移について少し私もこの議論を進めたり認識しておきたいと思ひますので、少しお話をしたいと思ひます。

第一は、この設備投資です。三十四年、五年、六年の設備投資がどういう格好で進んできたか。それからこれに依じてこの設備投資の内容の問題ですけれども、生産に直結した設備投資や事業の、何というんですか、直結なくとも拡大とか事業設備その他に投資されるような格好で投資がされてきた比率の問題、そういう問題が一つ。それからこれがどういう工合に生産力に転化をしてきたか。それから国民所得の中にどういう役割を果たしてきたかというふうな問題でございます。それから生産性と賃金の上昇率との関係、これは一つ外国のOEBCあたりの例を一つ専門家でずからお聞かせ願ひたいと思ひます。OEBCがやっていますのは、新開、各種雑誌でも御承知の通り、専門家の間にもいろいろな見解が

うところが維持されているかというふうな問題についてお聞かせを願ひたい。一ぺんに言いますとそんなですから、まずそれだけのことをお聞きしたい。

○政府委員(大来佐武郎君) ただいまいろいろお話のありました点、私もまた日本の経済の近代化という見地からそういう筋であらねばならぬと考えておるわけでございますが、この御質問の点で設備投資、生産力、国民所得、生産性と賃金との関係、最近の推移等について、実は本日手元に資料を持参して参りましたので、ごく概略の点にとどまるかと思ひますので、設備投資全体としては計算の出発点になりました昭和三十一年、三十二年、三十三年、これを基準年次として経済の型といひますか、構造を将来に伸ばして考えておるわけでございますが、その基準から考えましてやや高投資型になる。この国民総支出の中における資本蓄積、資本形成の割合が幾分上昇いたしました。三二〇程度になる、ただその中におきまして総的に民間設備投資と行政投資との関係、行政投資というのは道路とか港湾とか下水その他の公共的な施設でございますが、この方が従来より幾分比重を高めます、これは日本のそういう公共的な基礎施設がいろいろな面で立ちおくれているはなはだしいという点から、計画の中でも行政投資の比重を高めますという形になっておるわけでございます。今現実にはこの設備投資が計画で考えておりましたレベルより相当大きく上がっております。この点をどう判断するかということ

あるわけでございます。企画庁の方でいたしましたのは、経済審議会の中に中山伊知郎先生が部会長の総合部会というものが設けられて、その総合部会の中で設備投資なり国際収支なりの大きなバランスの問題を現状と計画と照らし合せて議論して参るといふ予定になっております。明日その会合があるわけでございますが、一つには計画自体のね返りの影響というものも私も近ごろ感じておるわけでございますが、計画にある程度の数字が出ておりますと、まあそれをベースにして民間の企業が投資計画を組まれる。それでその場合に各企業が出来るだけ自分の企業の生産の比重、いわゆるマーケット・シェアというものを高めていこうというふうな意欲もございまして、これが有る程度投資を促進する、計画以上に投資を引き上げるというふうな影響を持っておるような近ごろ感じておるわけでございます。ただ、この投資が高いということ、さしあたり現在の消費との関係におきましては、消費の増大に対して投資の増加が大きいということになるわけでございますから、いわゆる高投資型、低消費型の経済になります。長い目で見れば経済の拡大を早め、雇用の状態の改善を促進する、完全雇用に接近する時間を短縮するという結果にもなるわけでございます。まあこの投資の内容容について相当慎重に検討いたしまして、はたして現在の投資水準が妥当であるかどうかという結論が、簡単に得られないように思ひます。その点が実は生産性と賃金の問題にも関連して参るわけでありまして、過去数年間、日本の経済

は大体において投資の方が消費より早く伸びて参りました。蓄積の方が消費よりも高い率で伸びて参りました。もちろん消費自体も相当なテンポで上がっておりますが、それ以上高い率で蓄積、資本形成が伸びて参ったわけでありまして、そのことがまた投資の拡大を可能にしている。まあ生産性は大体国の経済全体の成長と比例するわけでありまして、その中で、総生産の中で消費に向かう割合が相対的に投資に比べて幾分低下しているということが、一つは経済全般として見た場合の生産性と賃金との上昇率の開きという原因になっておるかと思ひます。

しかし、その結果としてより多くの投資が行なわれておるといふ事実はやはり見落として得ないように思ひます。今後につきましては、そのような傾向が、ますます経済が高投資型になるということには限界があると思ひます。私も今後はだんだんと投資の伸び率が落ちついて参りまして、それに對して消費の伸び率が相対的に高まってくる。で、消費と投資がバランスがとれた形で伸びていくということとを予想いたしております。また、政策としても大体そういう筋で考えるべきものだというふうに思ひます。OEBCの資料等につきましては、まあ大体完全雇用型の先進国におきましては、ほぼ生産性と賃金が比例して動いておるといふ状況になっておると思ひます。その点が、日本もこの三年ぐらいいが、今の貯蓄率、投資率が急速に上がってきております。過渡的な状態とも関連いたしまして、生産性と賃金の上昇率の間にある程度の

開きがあるという状況になっておると思ひますが、今申しましたような事情から、投資ばかりが無限に伸びていくということとは経済の循環として考えられませんか、やがてまたこの消費と投資の均衡的な成長の段階に入る、そういういたしますと、生産性と賃金の伸びも、ほぼ相伴っていくような形になるのじゃないか、概略そういうふうな考へておるわけでございます。

○藤田藤太郎君 僕はここで議論をしようとは思ひませんけれども、しかし、生産性が上がるということ、日本のように非常に低賃金なところの賃金率というのは、収益向上の面から見たら非常に外国と比べて低いわけですから、そういうところでやると、昭和三十年から三十五年までの間に生産性が五三上がって、そして賃金が三七しか上がっていない、こういうところにこそメスを入れなければ、完全雇用という問題のところができないじゃないですか。そういうところにメスを入れない限り、そういう肝心なところがふえてないところに問題があるのじゃないかと私は思ひます。だから私はまあ議論をやろうとは思ひませんけれども、生産性が幾ら上がっても消費、内需というものが停滞していたら、もうどういう結果が出るかというところは私が申し上げる必要もないことだと思ひます。一番肝心なところはメスが一つも入らない、設備投資もことは何か四兆をこえるというふうなことが新聞にちよくよく出てくる。そういう状態で、自由経済ということ、一切その方は何のチェックも何もしないといふとんてん設備が拡大していく、しかし、肝心なところにはメスを加えない、それでメス

を加えないで、今度は労働行政でうまくやらないといつても、これは労働大臣の私は肩を持つわけじゃないけれども、それはできっこないと思うのだ。そういうところがここにあるわけだ。だからそういうことを総合的に私は経済政策の中でもやって、そしてここで雇用問題をどうするか。あなたが三条件を掲げるのは私は賛成です。これをどういう工合に具体的に実施するかというところに、この法案が歩き出したときには、私はそれをかかえて歩いてもらうということではなければ意味がないのではないかと。それが雇用促進事業団の役割であると私はそう思っているのです。これは間違いないであらう、一つ大臣の御所見も承りたい。

○国務大臣(石田博英君) 今所得倍増計画の中で完全雇用の実現を目ざす要件として労働力の流動性の確保、時間の短縮、それから封鎖的な雇用制度、あるいは賃金——年功序列型賃金体系の是正、あるいは同じ賃金問題であります、中小企業その他の低賃金層の問題の解決、こういうことが大きな目標として指摘してあるものであります、そのうちで労働力の流動性の確保という問題、これを通じての雇用の促進という面を主としてこの雇用促進事業団が受け持つてやるわけでありま

す。時間短縮の問題は、私はこれは一般的に生産性の向上を伴いまして、それと並行して、漸進的に進められていくべきものであると考えておるのであります、目標として、近くILOでは四十時間を旨とするを勧告されるようでありまして、その目標に進んでいくことを私はぜひやられて参らなければ

ならないと思っております。これをやります。前の労働行政の部門として必要なことは、やはり各企業内における労働力の配置管理、そういう面の改善をはかることでありまして、現状のいたずらに拘束時間を長くして、そして生産性がそれに伴って上がっていないという状態の改善を指導していこうと考えておる次第であります。同時に、非常に飲食店その他サービス業に多い長時間労働、これの改善をはかりましたら、一斉閉店、週休制の実施、その他基準法上の要求を満たす努力をいたして参りたいと思っております。

それから賃金体系の問題であります、この賃金体系の改善は先ほども大来君のお話にもありました通り、一面におきまして年少労働者の賃金が上がってくる。これからの上がってくるだろうと思つて、それから、このささととして、やはり最低賃金制をもつと強力に実施しなければならぬ。その内容についても漸次改善を加えていかなければならぬ、こう思つておる次第であります、それと相見合つて、やはり同一労働、同一賃金という方向に、つまり現在の年功序列型賃金というふうなもの、それと見合いつつ変容してくるだろうと思つて、しか

す。それは自然に変容してくるのを待つのではない、私はこれは本質的な日本の賃金体系のあり方自身について、労働省としての方針を至急に検討すべきものと思つておる次第であります。

りこれからの非常に大きな問題になると思つて、第一には、主として第二次産業に見られる不完全就業の状態、社外工、臨時工、日雇い、そういう形に見られる就業状態、これは基準法上の監督を厳重に行ないますとともに、同じ労働に従事しているにもかかわらず雇用関係の違うということだけで、労働条件が違うということは、労働行政の上から見て看過ができません、これに転嫁しておるという状態も、われわれは承服したいところでありまして、この雇用関係の改善に進んで参りたいと思つて、ただこれはこうい

う雇用関係がなぜ存在しているかという、日本における今までの間違った過剰労働の結果であります。その過剰労働の状態というものは、やはり漸次改善されつつあることに伴つて雇用問題を改善していきなさい。それから農業における過剰労働者の問題、これは季節的な問題と関連をいたします。そこで季節的な労働者あるいは日雇い労働者、そういうような問題のあり方について私どもは所得倍増計画の中に、これはどういふ形で存在をせしめるべきかという検討が必要だろうと思つて、第一段の問題、第二段の問題、つまり日雇い労働者あるいは臨時工の存在、そういう形態それ自身は、私は必ずしも悪いものとは思わぬ。しかし、過剰労働によつて圧迫を受けた結果として、そういう状態にある者が不当に悪い労働条件にあるということ、それから低賃金にあるということが問題

なっておりますから、その改善をはかななければならぬと思つております。零細企業者——脱落して参る零細企業者

の問題であります、この零細企業者は、これは藤田さんは第三次産業の例をあげられたのでありますが、そのほかたとえば石工、大工、左官その他にわたる一人親方の制度がございまして、これは失業保険の対象にもならず、労災保険の対象にもならない、さらにまた、零細企業者で家族労働だけで成り立っております企業者も同様であります。こういう一人親方の存在というものは、現在の労働法のいかなるものにも引かかってこない、こういうもの、つまり救済措置、つまり他の一般の雇用労働者と同じ条件が付与されるような措置を検討すべきものと思つておる次第であります。そうした上において三原則を進めて参るべきものと考えている次第でございます。

○委員長(吉武恵市君) ちょっと速記をとめて。  
〔速記中止〕  
○委員長(吉武恵市君) 速記を始め。それじゃ続行して下さい。  
○藤田藤太郎君 今御意見がありまして、次、きょうのところはもう少しそれじゃこれに関連した問題だけを進めて、次の機会に譲りたいと思つて、大来さんがこの次に来ていただければ、この次でもいいのですけれども、少しこれに関連した問題をもう二、三点大来さんがせつかくおいていただければ、おのれから聞いておきたい。私が先ほど申し上げておるのは、今大臣がいまいろいろ施策をやつていくとおっしゃいましたが、その基本的な経済計画との関係で、肝心なところを抜かして手先の問題だけで労働行政をやろうといつても、これは無理な点ですから、やっぱりきちんとその点

はここに三つ掲げられておるのですから、それが経済計画との関係できちんとして経済計画投資、設備投資拡大というところからこの問題は問題点としてきちんとしてこの雇用計画になつておらなければ、私は意味がないものだ、こういう立場から申し上げておるわけだ。だから、そういう意味でもう少しお尋ねしておきたいと思つて、それが日本の総生産と国内需要と貿易との関係がどうなつていくか、どういふ格好で進むのがよいのか、こういうことでございます。それからこの中で、生活保障との関係があるわけですが、そこあたりの問題をどういふ工合に購買力に転化して、経済繁栄の道をつけていこうとしておられるのか。私の考えを申し上げますと、私は生活保障、社会保障ということ、これは労働能力のない人なんです。老年とか、身体障害者とか、母子家庭とか、そういう方々は保障するのはあたりまえですけれども、せつかく労働力を持つておる人を仕事もさせないでほうっておいて、生活保障法を適用して、私は思つておるわけですから、そういう意味から、労働力を通じて社会に貢献し、それが貧困をなくす。それから購買力に反映するというふうな道を、どういふ概念でこの倍増計画はお考えになつておるか、こういう点も一つ御所見を承つておきたいと思つてお

す。それからもう一つの点は、国民の階層別の所得のアンバランスをどうして調整をするか。第一、第二、第三といましても、その中の産業別の、階層別の所得のアンバランスがどんどんこ



れから出てくると思います。そういうものをどう調整をやっていくか。たとえば税制でやっていくのか。そうでないに違つたという方法でやっていくのか、こういう点もこの増進計画の中の私は重要な点だと思ひますから、その点一つ構想だけを話しておいてもらいたい。

○政府委員(大来佐武郎君) 第一の御質問の点で、総生産と貿易でござい

すが、十年倍増、経済規模は倍になるという場合に、大体輸出貿易として九十三億ドル程度のものが要するだろう。そのためには年率一割、大体年一割平均で輸出が伸びれば、ほぼその程度の輸出に到達する。それが日本の経済の、二倍の経済規模をまかなうに足る輸入をしていくことが可能になるというふうな計算になっておるわけでございします。日本の場合には、貿易というのは、購買力といたしましては、総需要の中の約一割でございしますけれども、日本の経済の性格から申しますと、原材料を買わなければ産業が動きませんので、そういう意味では外貨が不足するということは、日本の経済活動、経済成長自体を制約する重大な要因になって参るわけでございしますから、この輸出をできるだけ伸ばしていくという政策は、短期的にも、長期的にも、日本の経済の性格からいって必要だろうと考えておるわけでございします。しかし、総需要という立場から見ますと、国民消費、国内の投資、行政支出というふうな大きな部分を占めるということは当然でございします。そういう意味で投資の拡大とともに、国内の内需も並行して増大して参ることが必要だ。それが参りませんと、やはり

供給と需要のアンバランス、先ほど藤田先生の御指摘になりましたような問題が出て参るわけでございしますから、ある場合には、これは時期的に投資が非常に急速に伸びるときもあろうかと思ひますが、またある別の時期には消費の方が投資よりよい伸びる。こういう形が交互にいく形で長期的にバランスをとる必要があると存するわけでございします。

第二の生活保障の点であります

が、これは計画の中に、いろいろな社会保障の考え方が出ておりますが、一つには労働力をできるだけ、非常に極端に言えば救済的な社会保障支出がなくてやれるような社会というものが一番望ましいのだけれども、それは現実には母子家族とか、不具者とか、いろいろな労働力の乏した人たちがおりますので、全部正常な職業において、正常な収入を得て、一人前の生活ができる経済状態にあることが一番望ましいわけですが、必ずしもそうもいかない。その面ではできるだけ社会保障、生活保護で救済して参るということが一つと、それから貧困と病気の悪循環ということが厚生省の調査等にもよく出て参ります。できるだけ医療保障の面を充実させることは、これは非常に生産的な社会保障である。つまり貧困化と疾病の悪循環を断ち切る。そういう意味で医療保障の充実ということが倍増計画の社会保障の方に述べられておるわけでございします。全体といたしまして、社会保障の一つの基本的な条件というのは、相当なスピードで成長する経済、常に雇用の機会が増大し、常に賃金水準が上昇し得るような成長力のある経済を維持し

ていく、それがやはり基本的な社会保障政策であるということが、一方でこの倍増計画の基礎になっておると思うのでございします。同時に、今のようない形で労働力の不完全な人たちに對する救済、特に医療の充実によりまして、健康な労働力の再生産を可能にする。それが同時に貧困化の原因に對して大きな防壁になるというところが大体倍増計画で出ております線かと存じます。

階層別の点につきましては、これも非常に論議の多い点でございまして、統計から見ます限りにおきましては、大体最近の推移といたしましては、上中下と分けてみますと、下は割合に上りておる。いわゆる従来の低賃金層というところの賃金は相当急速に上がつておる。同時にそういう面では、労働力不足が御承知の通りいろいろな形で現われておるわけでございしますが、中と上の関係は必ずしも現状では縮まっておらないという状況でございします。これはまあ大企業と中企業との関係で、将来一つの問題点だと思つてございしますが、やはりこの点につきましても、税制が一つの重要な階層間の格差の是正の手段だと存じますし、すでに欧米諸国も広く税制を通ずる所得の再配分をやっているわけでございします。日本の場合は、この点が、一つは戦争によりまして、激しいインフレーションによって、あらゆる労働が一度生活給に落ち込んだ、その生活給から今度はだんだんと職務なり、技能なり、責任に應じた賃金の体系にだんだん変わってきた。その過程におきましては、一応表面的に、統計的に見ましても、格差が拡大する格好をとるわけでございしますが、これはある意味で

は、この戦後のインフレーションと最低生活水準にほとんど大部分の国民が落ち込んだということから、一面から言えば、所得の格差が過度に縮小したという面もあったかと思つたのでございまして、その面が経済の復興に伴つてある程度復活して参る点がございします。しかし、これは早晩、今度は逆に上下の差を縮めるような税制、その他の財政政策で一般の水準が上がって参りますと、この格差を縮小する方向にいかなければならぬ。一面におきまして、労働需給バランスからいきまして、下の方が押し上げられるだろう。同時に、最低賃金制度等によって制度的にも押し上げられるということも期待しておるわけでございしますが、さらに上層と中層との格差という問題については、主として税制等によって将来の対策が必要になって参るかと思つておるわけでございします。そのほか、この社会保障がもちろん最低層につきまして所得再分配効果を起こすということとは当然でございします。

○藤田藤太郎君 その第一番目の問題

です。年率一〇%伸ばして基準年度には九十三億ぐらいの輸出を持つていきたい、これはそういうふうな努力さるべきことけつこうであるし、また当然だと私は思ふのです。ただ、私はそこでもう一段伺つておきたいことは、さきの問題とも関連をしてくるわけですが、これも、やっぱり貿易の原則というものはフイファイ・フイファイだと思ふのです。昔と違つて、この原則に立つて日本の経済を拡大していこうという心がまえがなければ私は輸出も伸びないんじゃないかと思ふのです。そ

うすると、どうしても日本の経済繁栄というものを来たそうとするのには、輸出を拡大しようとするれば国内のやつぱり近代化、生活の近代化ですね、そういうものをもたらさない限り輸出も拡大せられないんじゃないか。ただ、いいところだけとうるなんといったところで、よその国は相手にしないというものが第二次大戦後の今日の事態ではなからうかと思ふのです。それはどこでやるか、それじゃどこで需要拡大、国民生活を引き上げて福祉国家の道を作るかというところになれば、先ほどから議論するところにながつてくるわけでありします。そこらの私は考え方というものにも通ずる。ガットの関係において私は言ひませんけれども、その通りだと思ふのです。今日の行き詰まりというものは、そういう根本的なところろに問題のメスを入れないで、そうしてここで完全雇用と言つてみたところでは私は成熟しないのじゃないか。だから、この点は次の機会にこの議論は譲りますけれども、何といつてもその経済の計画、その経済の計画の近代化、今日から日本が産業近代国の仲間入りしようというその仕組みを国の経済政策で立てるなら、これに合せて雇用計画、雇用促進のこの事業団の役割というものは、そういう筋金が入った中で具体的な施策というものがこの中で講じられる。そういう大きな筋というものがきちんとしてこの法案が歩き出さなければ、私はこの法案の意義がないという格好をとっているの、問題の、前提になる問題の議論が私は、議論と言ひますか、前提になる問題が明らかになつていないというのが現状ではなからうかと、こう思ひます。

きょうは皆さんの御意見がありますからこれで私は質問をやめますが、ぜひこの次も迫水大臣と一緒に大来さん来ていただいて御意見をわれわれに聞かしていただきたい、これをお願いをしておきます。きょうは大臣も来ていただいて基本的な目的の問題だけの御意見を伺いましたが、ぜひ私たちがよりよい雇用促進という重大な法案を審議するのですから、一つ今度はみっちりやりまします、どうぞ皆さん方もそういう筋を明らかにして、この法案が成立するようにお願いしておきたいと思ひます。

○委員長(吉武重市君) 本案に対する本日の質疑は、この程度にいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○委員長(吉武重市君) 御異議ないと認めます。

では本日は、これで散会をいたします。

午後三時二十五分散会

四月二十八日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、墓地埋葬制度の公正確立に関する請願(第一九六八号)(第一九六九号)(第一九七〇号)(第一九七一号)(第一九七二号)(第一九七八号)(第一九七九号)(第一九八〇号)(第二〇〇二二号)(第二〇〇四四号)(第二〇〇四六号)
- 一、環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願(第一九七三号)(第一九八一号)(第一九八二号)(第一九八三

- 号)(第一九六六号)(第二〇〇〇号)(第二〇〇一六号)(第二〇〇二七号)(第二〇二八号)(第二〇三九号)(第二〇五二二号)(第二〇九三三号)(第二〇九四四号)
- 一、酒癖きよう正施設設立に関する請願(第一九七七号)
- 一、失業対策事業強化に関する請願(第一九九五号)
- 一、小児マヒ対策に関する請願(第二〇一五五号)(第二〇八二二号)
- 一、日雇労働者健康保険法の一部改正に関する請願(第二〇二六六号)(第二〇五三三三号)(第二〇八三三三号)
- 一、老齢福祉年金支給に関する請願(第二〇四〇四号)
- 一、戦争犯罪関係者に関する補償の請願(第二〇四七五号)
- 一、医療費の国庫負担金増額に関する請願(第二〇五五五号)
- 一、らい療養所の医師、職員の充員等に関する請願(第二〇五八八号)
- 一、積雪地帯の建築職人に失業保険適用の請願(第二〇八一八号)
- 一、国立病院等の勤務時間短縮に伴う人員増加に関する請願(第二〇八八八号)
- 一、患者及び被保険者負担による医療費引上げ反対に関する請願(第二〇八九九号)
- 一、結核予防法改正に関する請願(第二〇九〇九号)
- 一、病院の看護婦、医師増員に関する請願(第二〇九一一号)
- 一、後保護施設の内容充実に関する請願(第二〇九二二号)

第一九六八号 昭和三十六年四月十日受理  
墓地埋葬制度の公正確立に関する請願  
請願者 北海道室蘭市御崎町二七 菅原政男外三百七十一名

紹介議員 牛田 寛君  
墓地は本来公共的性格のものであるから、公共墓地はもとより、寺院経営の墓地であつても埋葬依頼者の信する宗教のいかによつて、埋葬を拒否することはできない。これは現行の墓地、埋葬等に関する法律第十三条に関する、昭和三十五年三月八日の厚生省通達どおりである。しかるに一部の仏教寺院では、寺有墓地には他宗派の信徒の埋葬を拒否し、あるいは自宗の典礼を強制しようとする動きがあり、この結果は、一部落に一寺院の墓地だけの場合、葬式のたびに住民に一寺院の宗教を強制することになり、信教の自由を認めた憲法に違反することになる。墓地として認可された以上は、その経営者が個人であつても、寺院であつても地方公共団体であつても、宗派による差別扱いは許されないと考えられるから墓地、埋葬等に関する法律第十三条に、「宗教団体の経営する墓地、納骨堂又は火葬場の管理者は、埋葬、埋葬、収蔵又は火葬の求めをした者が、当該宗教団体に属する信者でないことを理由にして、その求めを拒んではならない。」の趣旨の一項を加えるとともに、本改正案を実施するため、及び現行墓地埋葬制度にかかると他の不備を是正するため、墓地埋葬等審議会(仮称)を設け、宗教的偏向のない公正な委員を委嘱し、墓地の実態を調査し、現行の墓地埋葬制度を根本的に検討の上、将来の新しい墓地政策を推進せられたいとの請願。

第一九六九号 昭和三十六年四月十日受理  
墓地埋葬制度の公正確立に関する請願  
請願者 東京都渋谷区代々木上原一、二二〇 志水康宏外二千五百二十一名

紹介議員 石谷 憲男君  
この請願の趣旨は、第一九六八号と同じである。

第一九七〇号 昭和三十六年四月十日受理  
墓地埋葬制度の公正確立に関する請願  
請願者 東京都文京区大塚窪町三 笹本正信外四千一百二十名

紹介議員 北條 鶴八君  
この請願の趣旨は、第一九六八号と同じである。

第一九七一号 昭和三十六年四月十日受理  
墓地埋葬制度の公正確立に関する請願  
請願者 大阪府堺市榎元町一ノ六七 正木良明外五千三百二十七名

紹介議員 白木義一郎君  
この請願の趣旨は、第一九六八号と同じである。

第一九七二号 昭和三十六年四月十日受理  
墓地埋葬制度の公正確立に関する請願  
請願者 福岡県八女市大字本村四二五ノ一一一 山口隆外二千六百二十三名

墓地埋葬制度の公正確立に関する請願  
請願者 大阪府生野区箕西足代町四五四 辻本英太郎外五百八十八名

紹介議員 山田 節男君  
この請願の趣旨は、第一九六八号と同じである。

第一九七八号 昭和三十六年四月十日受理  
墓地埋葬制度の公正確立に関する請願  
請願者 埼玉県北葛飾郡杉戸町一、六六七 戸田昇外三千二百四十一名

紹介議員 天田 勝正君  
この請願の趣旨は、第一九六八号と同じである。

第一九七九号 昭和三十六年四月十日受理  
墓地埋葬制度の公正確立に関する請願  
請願者 京都市中京区三条大宮西入ル 桐村義夫外二千五百八十八名

紹介議員 藤田藤太郎君  
この請願の趣旨は、第一九六八号と同じである。

第一九八〇号 昭和三十六年四月十日受理  
墓地埋葬制度の公正確立に関する請願  
請願者 福岡県八女市大字本村四二五ノ一一一 山口隆外二千六百二十三名

紹介議員 野田 俊作君

この請願の趣旨は、第一九六八号と同じである。

第二〇二二号 昭和三十六年四月十七日受理

墓地埋葬制度の公正確立に関する請願(二通)

請願者 東京都練馬区南町四ノ六、二二六 藤井富雄  
外千八百三名

紹介議員 横山 フク君  
この請願の趣旨は、第一九六八号と同じである。

第二〇四五号 昭和三十六年四月十九日受理

墓地埋葬制度の公正確立に関する請願

請願者 東京都三鷹市上連雀八二一 明田梅治郎外千八百八十七名

紹介議員 徳永 正利君  
この請願の趣旨は、第一九六八号と同じである。

第二〇四六号 昭和三十六年四月十九日受理

墓地埋葬制度の公正確立に関する請願

請願者 京都市南区西九条島町一二 樋上新一外千二百二十六名

紹介議員 永末 英一君  
この請願の趣旨は、第一九六八号と同じである。

第一九七三三号 昭和三十六年四月十四日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 山形市六日町七五〇ノ一 山形県理容業環境衛生同業組合内 堀喜久

紹介議員 村山 道雄君  
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律が施行されてから、早くも三年を経過したが、環境衛生同業組合とその事業の運営において、立法内容の不備から法の主旨実現が望み薄い上に、幾多の困難な問題が発生し、ために組合員の不満動揺、役員の辞職等の傾向が次第に広がり、このまま推移するならば混乱はさらに拡大深刻化し、ついには組合は崩壊のやむなきに至り、本法の目的はとうてい達成できないから、これが抜本的対策として、(一)出資に関する措置、(二)営業施設の配置の基準の設定に係る法的効力に関する措置、(三)福利厚生に関する施設に関する措置、(四)組合事業の員外利用に関する措置、(五)適正化規程の自動的発効に関する措置、(六)独禁法適用の排除に関する措置、(七)組合交渉権に関する措置、(八)加入命令に関する措置、(九)設備新設制限命令に関する措置、(十)規制命令の自動的発効に関する措置、(十一)税法上の減免に関する措置等の万全を期して本法の一部を改正する等の措置を講ぜられたいとの請願。

第一九八一号 昭和三十六年四月十四日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 岡山市下中野五三七岡 山県理美容専門学校 内 倉田達雄

紹介議員 近藤 鶴代君  
この請願の趣旨は、第一九七三三号と同じである。

第一九八二二号 昭和三十六年四月十四日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 福岡市須崎裏二六福岡 県水雪販売業環境衛生同業組合内 山倉重利

紹介議員 西田 隆男君  
この請願の趣旨は、第一九七三三号と同じである。

第一九八三三号 昭和三十六年四月十四日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 静岡県磐田郡豊岡村上 神増静岡県水雪販売業環境衛生同業組合西部支部二保分会内 掛井惣恵茂

紹介議員 鈴木 万平君  
この請願の趣旨は、第一九七三三号と同じである。

第一九九六号 昭和三十六年四月十五日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 栃木県太田原市荒町二、三四五 益子マサ

紹介議員 植竹 春彦君  
この請願の趣旨は、第一九七三三号と同じである。

第二〇〇〇号 昭和三十六年四月十七日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 岩手県盛岡市仁王小路 三四岩手県理容業環境衛生同業組合内 木下八千代

紹介議員 千田 正君  
この請願の趣旨は、第一九七三三号と同じである。

第二〇〇一〇号 昭和三十六年四月十七日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 長野県小諸市相生町長 野県理容環境衛生同業組合小北支部内 金子 袈裟男

紹介議員 小山邦太郎君  
この請願の趣旨は、第一九七三三号と同じである。

第二〇一三三号 昭和三十六年四月十八日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 岩手県盛岡市新穀町三五六岩手県理容環境衛生同業組合内 及川慶吉

紹介議員 千田 正君  
この請願の趣旨は、第一九七三三号と同じである。

第二〇一六号 昭和三十六年四月十八日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 東京都大田区西六郷一ノ一〇 春日孝夫

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 長野県松本市中条東町 長野県理容環境衛生同業組合内 松森留太郎

紹介議員 棚橋 小虎君  
この請願の趣旨は、第一九七三三号と同じである。

第二〇二七号 昭和三十六年四月十八日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 愛知県半田市亀崎 水野清次郎

紹介議員 天竺 良吉君  
この請願の趣旨は、第一九七三三号と同じである。

第二〇二八号 昭和三十六年四月十八日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願(二通)

請願者 熊本市白山町一〇一熊本県理容環境衛生同業組合内 藤川信雄外一名

紹介議員 森中 守義君  
この請願の趣旨は、第一九七三三号と同じである。

第二〇三九号 昭和三十六年四月十九日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 東京都大田区西六郷一ノ一〇 春日孝夫

紹介議員 鍋島 直紹君

この請願の趣旨は、第一九七三号と同じである。

この請願の趣旨は、第一九七三号と同じである。

第二〇五二号 昭和三十六年四月十日受理  
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願（八通）  
請願者 大阪市北区根崎町一ノ六〇大阪府食鳥肉販売業環境衛生同業組合  
内 大林末子外七名  
紹介議員 大川 光三君

第一九七七号 昭和三十六年四月十四日受理  
酒癖きよう正施設設立に関する請願  
請願者 神奈川県藤沢市辻堂東町四、七〇九婦人矯風会湘南支部内 中村祐子外七名  
紹介議員 田上 松衛君

第二〇九三三号 昭和三十六年四月二十日受理  
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願  
請願者 京都市中京区西ノ京上合町七京都府クリーニング環境衛生同業組合  
理事長 塩本佐市  
紹介議員 井上 清一君

第二〇一五五号 昭和三十六年四月十八日受理  
小児マヒ対策に関する請願  
請願者 札幌市北一条南七丁目労働会館内北海道子供を小児マヒから守る会  
内 松本剛太郎  
紹介議員 東 隆君

第二〇九四号 昭和三十六年四月二十日受理  
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願  
請願者 福岡市馬出上町八八〇ノ一福岡県氷雪販売業環境衛生同業組合内  
江口末次  
紹介議員 江藤 智君

第一九九五号 昭和三十六年四月十五日受理  
失業対策事業強化に関する請願（二通）  
請願者 福島県会津若松市議会議長 四家豊治外三名  
紹介議員 松平 勇雄君

この請願の趣旨は、第一九七三号と同じである。

この請願の趣旨は、第一九七三号と同じである。

この請願の趣旨は、第一九七三号と同じである。

この請願の趣旨は、第一九七三号と同じである。

るが、この後国民経済の異状な復興に伴い、失業並びに雇用情勢にも幾多の変化をもたらした、事業主体である市町村は、これが事業の実施に当り幾多の困難と過重なる財政負担を余儀なくされている実情にあるから、現行法を根本的に改正し事業の円滑なる運営と財政負担を軽減するため、（一）失業対策事業本来の目的と性格を明らかにし、事業の能率的かつ正常なる運営を保障するよう法制化すること、（二）事業主体については国、都道府県、市町村相互間の責任体制を確立すること、（三）失業対策事業費は、全額国庫において負担すること、（四）夏季及び年末手当を全国一律に法制化すること、（五）失業者の適格基準を法制化すること等の実現について措置せられたいとの請願。

種費用は国庫負担とすること、（二）今年度流行防止については、時期的に早期接種を必要とするので、特に生ワクチンの使用を一日も早く許可すること、（三）治療薬、治療器械の整備については、鉄の肺をふくむ各種治療器械を本道の利用地域を考慮し相当数配備すること、（四）医療及び後療法の施設については、（一）小児マヒ治療病棟（病棟）を増設すること、（二）小児マヒ児施設の拡張、増設を行なうこと、（三）小児マヒ予防生ワクチン輸入促進に関する請願

ヒューマンズムの立場から輸入の促進を図られたいとの請願。

第二〇二六号 昭和三十六年四月十八日受理  
日雇労働者健康保険法の一部改正に関する請願（七十一通）  
請願者 大阪市北区黒崎町四三 松原勇外七十名  
紹介議員 田中 一君

第二〇八二二号 昭和三十六年四月二十日受理  
小児マヒ予防生ワクチン輸入促進に関する請願  
請願者 東京都北多摩郡保谷町議会議員 藤原 道子君  
紹介議員 藤原 道子君

第二〇五三三号 昭和三十六年四月十九日受理  
日雇労働者健康保険法の一部改正に関する請願（五十六通）

第二〇八二二号 昭和三十六年四月二十日受理  
小児マヒ予防生ワクチン輸入促進に関する請願  
請願者 東京都北多摩郡保谷町議会議員 藤原 道子君  
紹介議員 藤原 道子君

第二〇八二二号 昭和三十六年四月二十日受理  
小児マヒ予防生ワクチン輸入促進に関する請願  
請願者 東京都北多摩郡保谷町議会議員 藤原 道子君  
紹介議員 藤原 道子君

第二〇五三三号 昭和三十六年四月十九日受理  
日雇労働者健康保険法の一部改正に関する請願（五十六通）

第二〇八二二号 昭和三十六年四月二十日受理  
小児マヒ予防生ワクチン輸入促進に関する請願  
請願者 東京都北多摩郡保谷町議会議員 藤原 道子君  
紹介議員 藤原 道子君

第二〇八二二号 昭和三十六年四月二十日受理  
小児マヒ予防生ワクチン輸入促進に関する請願  
請願者 東京都北多摩郡保谷町議会議員 藤原 道子君  
紹介議員 藤原 道子君

第二〇五三三号 昭和三十六年四月十九日受理  
日雇労働者健康保険法の一部改正に関する請願（五十六通）

第二〇八二二号 昭和三十六年四月二十日受理  
小児マヒ予防生ワクチン輸入促進に関する請願  
請願者 東京都北多摩郡保谷町議会議員 藤原 道子君  
紹介議員 藤原 道子君

第二〇八二二号 昭和三十六年四月二十日受理  
小児マヒ予防生ワクチン輸入促進に関する請願  
請願者 東京都北多摩郡保谷町議会議員 藤原 道子君  
紹介議員 藤原 道子君

第二〇五三三号 昭和三十六年四月十九日受理  
日雇労働者健康保険法の一部改正に関する請願（五十六通）

第二〇八二二号 昭和三十六年四月二十日受理  
小児マヒ予防生ワクチン輸入促進に関する請願  
請願者 東京都北多摩郡保谷町議会議員 藤原 道子君  
紹介議員 藤原 道子君

第二〇八二二号 昭和三十六年四月二十日受理  
小児マヒ予防生ワクチン輸入促進に関する請願  
請願者 東京都北多摩郡保谷町議会議員 藤原 道子君  
紹介議員 藤原 道子君

第二〇五三三号 昭和三十六年四月十九日受理  
日雇労働者健康保険法の一部改正に関する請願（五十六通）

請願者 大阪市西区九条通三ノ五五七 鶴野康生外五十五名

紹介議員 田中 一君  
この請願の趣旨は、第二〇二六号と同じである。

第二〇四七号 昭和三十六年四月十九日受理  
戦争犯罪関係者に対する補償の請願  
請願者 福岡市大字田島一、六六七ノ四 浦田寅治郎

第二〇八三号 昭和三十六年四月二十日受理  
日雇労働者健康保険法の一部改正に関する請願(三十七通)  
請願者 大阪市此花区四貫島大通一ノ一〇 森茂保外三十六名

紹介議員 田中 一君  
この請願の趣旨は、第二〇二六号と同じである。

第二〇四〇号 昭和三十六年四月十九日受理  
老齢福祉年金支給に関する請願  
請願者 佐賀県武雄市松原町大字富岡七、八三七 松本部一

紹介議員 鍋島 直紹君  
老齢福祉年金支給に關し、(一)翌月一日には支給できるようにすること、(二)一日が日曜の場合は月末にでも支給すること、(三)本人が都合によつて受取りに行けない場合は、委任状により代行できるようにすること、(四)本人生存については区長、組長の確認などの責任により有効とすること、(五)所定の通帳を交付し、所定の場所を自由に受け取れるようにすること、(六)事務上の問題は事務当局の責任とする事、(七)必要又は注意事項などは通

帳に記載すること等の実現を期せられたいとの請願。

第二〇五五号 昭和三十六年四月十九日受理  
医療費の国庫負担金増額に関する請願(三通)  
請願者 熊本県鹿本郡植木町長 境米蔵外二名

紹介議員 森中 守義君  
既に内示のあつた値上げの医療費によつて実施する場合、熊本県における各市町村は、一世帯当り約二割の保険税を増徴しなければならなくなるので、これを住民に対する重圧となつてい

る。また、聞くところによると政府は、さらに医療費の増額を考慮しているとの由であるが、これ以上の医療費の負担は、各市町村住民の負担し得ないところであるから、今後医療費の増額分については、すべて国庫負担とせられたいとの請願。

第二〇五八号 昭和三十六年四月十九日受理  
らい療養所の医師、職員等の充員等に関する請願  
請願者 熊本県菊池郡合志村栄三、七九六国立療養所 菊池恵楓園内 野中正憲

紹介議員 森中 守義君  
らい療養患者の医療の充実、生活福祉向上のために、(一)医師及び職員を増員すること、(二)患者の作業費を増額すること、(三)不自由者看護人等の定員を確保すると共に付添員を職員に切り替えること、(四)障害福祉年金の支給範囲を拡大すること、(五)食糧費を増額すること、(六)医療の充実、患者の生活の保障を図ること、(七)施設整備費を増額すること、(八)患者生活物品費、夫婦等雑費、厚生指導費、身体障害諸費、寝具整備費を現行の倍額にすること、(九)燃料費を増額すること、(十)寒冷地の燃料、被服、寝具費を増額すること、(十一)作業器材費を予算化すること、(十二)不自由者特別慰安金を増額すること、(十三)児童患者教育関係経費を増額すること、(十四)高校生徒に対する奨学資金を支給すること、(十五)小、中学校生徒徒に対する特別慰安金を予算化すること、

(十六)特殊庁費を増額すること、(十七)被服、寝具費を増額すること、(十八)新収容者の被服、寝具費を新規予算化すること、(十九)文化教養費を予算化すること、(二十)患者慰安金を増額すること、(二十一)独身者の居住様式を個人単位にすること等の実現を期せられたいとの請願。

第二〇八一号 昭和三十六年四月二十日受理  
積雪地帯の建築職人に失業保険適用の請願(二通)  
請願者 秋田市八橋一里塚東北六県建設労働組合連合会会長 池田捷司外一名

紹介議員 田中 一君  
建築職人は、人間生活の三大基本要素の一である建築の任にあたるという絶対的存在でありながら、社会的に軽視され、日あたらぬ谷底においやられ、年収入においては他産業労働者をはるかに下回る実情である。特に気候的悪条件のため年間百日以上の遊休を、よぎなくされている積雪地帯の建築職人の生活は、今や崩壊の危機に迫り、生活に困窮する結果、技術をすてて他産業にはしり、あるいは失業対策入夫の間に身を投じ、最近には青少年で建築職人を志すものさえ後をたつ現状であつて、日本建築技術の前途のためにも、ゆゆしい問題であるから、雪国に働く建築職人のために、失業保険適用の方途を講ぜられたいとの請願。

国立病院等の勤務時間短縮に伴う人員増加に関する請願  
請願者 群馬県北群馬郡小持村 横堀 佐藤晋外二十五名

紹介議員 最上 英子君  
厚生省では、近く国立病院、療養所の勤務時間を、現在の週四十八時間から週四十四時間に時間短縮する計画を立てているとの由であるが、この計画によると三百七名の増員で、これを実施しようとしており、国立療養所の配分についてみても、百八十一の療養所に、わずか九十名しか増員しようとしていない。したがって、このような計画のままで週四十四時間制に、はいったならば、看護面をはじめ、医療体系に重大な支障を、きたすことは必至であり、患者も安心して療養を続けることが、できないから、人員を十分に配置の上、週四十四時間制を実施せられたいとの請願。

第二〇八九号 昭和三十六年四月二十日受理  
患者及び被保険者負担による医療費引上げ反対に関する請願(五通)  
請願者 群馬県群馬郡榛名町上室田榛名荘病院内 足立泰外五百六十八名

紹介議員 最上 英子君  
医療協を中心とした医療労働者の戦い、医師会、歯科医師会のいっせい休診を契機にして、医療単価の引き上げが、にわかに問題になつてきたが、低医療費政策を改めて、医療、看護、給食設備等の内容を改善することは全療養者の最も熱望しているところではあるが、このことを直ちに国民、患者の



負担による医療費の引き上げとすることには絶対に納得することはできないから、医療費の引き上げは国民の負担増であるのではなく、国の負担で行なうよう善処せられたいとの請願。

第二〇九〇号 昭和三十六年四月二十日受理  
結核予防法改正に関する請願(二通)  
請願者 群馬県渋川市金井二、八五四国立療養所大日向庄内 津田義男外二十五名

紹介議員 最上 英子君

昭和三十六年度予算案によると、結核患者の治療費を生活保護費(医療扶助)からけずり、結核予防法予算(命令入所)の中で、これをみようとして、この結核予防法の「予防」という制約のために、菌がでている間は医療費を全額公費で負担するが、菌がでなくなつたときは、負担は打ち切られることになり、(特に、保険のないものは、引き続き治療が必要でも退院しなければならぬ)又、予防に関する施策に対し、国の費用負担の割合は八割になつたが、地方自治体の負担は減らない等種々都合が起つていて、(一)菌がでているいないにかかわらず、治療の必要なものは、なおるまで医療費を全額国で負担すること、(二)生活費(入院時の日用品費)をみるること、(三)以上を即時、遅くも四月から実施すること、(四)また、これらのことを保障するために、結核予防法を、予防、治療、後保護と、一貫したものにする立法化を図ること等結核予

防法の改正措置を講ぜられたいとの請願。

第二〇九一〇号 昭和三十六年四月二十日受理  
病院の看護婦、医師増員に関する請願  
請願者 群馬県渋川市金井二、八五四国立療養所大日向庄内 飯森定利外五十名

紹介議員 最上 英子君

現行医療法は、十三年前に定められたもので、病院においては、患者四人に對し看護婦一人、患者十六人に對し医師一人と規定されているが、これさえ少しも守られず、医師、看護婦の手が足りないため、空床がありながら入院をストップしているような状態がいくつも起つており、また、重症病棟や手術病棟などのように定数をこえて看護婦が配置されているところさえ、人員不足のため、酸素吸入の酸素が出なくなつてから、しばらくしなければ酸素ボンベをかえてくれないなど、深刻な問題が起つていて、実情であるから、早急に医療法を改正し、医師、看護婦を大幅に増員せられたいとの請願。

第二〇九二〇号 昭和三十六年四月二十日受理  
後保護施設の内容充実に関する請願  
請願者 群馬県渋川市金井二、八五四国立療養所大日向庄内 津田義男

紹介議員 最上 英子君

結核回復者が一日も早く社会復帰するには、体力訓練、職業訓練をうけるアフ

ター・ケアを経ることが、ぜひ必要であるから、後保護施設の内容を充実するとともに、そのための予算措置を講じて、(一)入所期間を二年以上とする、(二)ベッド数を増床すること、(三)職業指導を充実すること、(四)日用品費を引き上げること、等の実現を期せられたいとの請願。

五月六日日本委員会に左の案件を付託された。

一、墓地埋葬制度の公正確立に関する請願(第二一〇二号)(第二一〇三号)(第二一〇五号)(第二一〇七号)(第二一〇八号)(第二一〇九号)(第二一一〇号)(第二一一一號)(第二一一二號)(第二一一三號)(第二一一四號)(第二一一五號)(第二一一六號)(第二一一七號)(第二一一八號)

一、環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願(第二一〇五号)(第二一二九号)(第二一四〇号)(第二一六二號)(第二一六三號)

一、理容師法の一部改正に関する請願(第二一〇六号)(第二一〇七号)(第二一〇六号)(第二一〇七号)

一、積雪地帯の建築職人に失業保険適用の請願(第二一〇八号)(第二一六四号)

一、特殊漁船船員戦没者遺族の処遇改善に関する請願(第二一二二號)

一、日雇労働者健康保険法の一部改正に関する請願(第二一二一號)

一、引揚者給付金等支給法の一部改正に関する請願(第二一六五号)

第二一〇二〇号 昭和三十六年四月二十一日受理  
墓地埋葬制度の公正確立に関する請願  
請願者 千葉県船橋市山野町四

三七 上林繁次郎外千三百六十三名  
紹介議員 片岡 文重君

墓地は本来公共的性格のものであるから、公共墓地はもとより、寺院経営の墓地であつても埋葬依頼者の信する宗教のいかによつて、埋葬を拒否することはできない。これは現行の墓地、埋葬等に関する法律第十三条に關する、昭和三十五年三月八日の厚生省通達どおりである。しかるに一部の仏教寺院では、寺有墓地には他宗派の信徒の埋葬を拒否し、あるいは自宗の典札を強制しようとする動きがあり、この結果は、一部落に一寺院の墓地だけの場合、葬式のたびに住民に一寺院の宗教を強制することになり、信教の自由を認めた憲法に違反することになる。墓地として認可された以上は、その経営者が個人であつても、寺院であつても地方公共団体であつても、宗派による差別扱いは許されないと考えられるから墓地、埋葬等に関する法律第十三条に、「宗教団体の経営する墓地、納骨堂又は火葬場の管理者は、埋葬、埋蔵、収蔵又は火葬の求めをした者が、当該宗教団体に属する信者でないことを理由にして、その求めを拒んではならぬ」との趣旨の一項を加えるとともに、本改正案を実施するため、及び現行墓地埋葬制度にかゝるその他の不備を是正するため、墓地埋葬等審議会(仮称)を設け、宗教的偏向のない公正な委員を委嘱し、墓地の実態を調査し、現行の墓地埋葬制度を根本的に検討の上、将来の新しい墓地政策を推進せられたいとの請願。

第二一〇三〇号 昭和三十六年四月二十一日受理  
墓地埋葬制度の公正確立に関する請願(四通)  
請願者 静岡市北安東一、二、高橋繁外四千五百八十九名

紹介議員 小平 芳平君  
この請願の趣旨は、第二一〇二号と同じである。

第二一五三〇号 昭和三十六年四月二十五日受理  
墓地埋葬制度の公正確立に関する請願(四通)  
請願者 東京都墨田区寺島町七ノ一四二 広田雄外三千五百六十三名

紹介議員 柏原 ヤス君  
この請願の趣旨は、第二一〇二号と同じである。

第二一五四〇号 昭和三十六年四月二十五日受理  
墓地埋葬制度の公正確立に関する請願(二通)  
請願者 東京都墨田区寺島町七ノ一四五 赤須雪秀外千二百十三名

紹介議員 石田 次男君  
この請願の趣旨は、第二一〇二号と同じである。

第二一五五〇号 昭和三十六年四月二十五日受理  
墓地埋葬制度の公正確立に関する請願  
請願者 岡山県倉敷市昭和町四九六 中野明外千六百十八名

墓地埋葬制度の公正確立に関する請願

紹介議員 中尾 辰義君  
この請願の趣旨は、第二一〇二号と同じである。

第二一六七号 昭和三十六年四月二十五日受理

墓地埋葬制度の公正確立に関する請願  
請願者 東京都品川区小山六ノ四五〇 佐藤信吾外千五百七十七名

紹介議員 松村 秀逸君  
この請願の趣旨は、第二一〇二号と同じである。

第二一六八号 昭和三十六年四月二十五日受理

墓地埋葬制度の公正確立に関する請願  
(二通)  
請願者 大阪市東淀川区十三東之町一ノ一六五 大井満利外二千七百二十一名

紹介議員 大川 光三君  
この請願の趣旨は、第二一〇二号と同じである。

第二一〇五号 昭和三十六年四月二十一日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願  
請願者 長崎市松ヶ枝町四七 上原牧市

紹介議員 藤野 繁雄君  
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律が施行されてから、早くも三年を経過したが、立法内容の不備から、法の主旨実現が困難なために、幾多の問題が発生し、ために同業組合員

の不満動搖、役員の辞職等の傾向が次第に広がり、このまま推移するならば、混乱はさらに拡大深刻化し、ついには組合は崩壊のやむなきに至り、本法の目的はとうてい達成できないから、これが根本的対策として、(一)出資に関する措置、(二)営業施設の配置の基準の設定に係る法的効力に関する措置、(三)福利厚生に関する施設に関する措置、(四)組合事業の員外利用に関する措置、(五)適正化規程の自動的発効に関する措置、(六)独禁法適用の排除に関する措置、(七)組合交渉権に関する措置、(八)加入命令に関する措置、(九)設備新設制限命令に関する措置、(十)規制命令の自動的発効に関する措置、(十一)税法上の減免に関する措置等の万全を期して、本法の一部を改正する等の措置を講ぜられたいとの請願。

第二二二九号 昭和三十六年四月二十二日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願  
請願者 岩手県盛岡市新穀町三五六ノ一岩手県理容環境衛生同業組合内 菊池三藏

紹介議員 谷村 貞治君  
この請願の趣旨は、第二一〇五号と同じである。

第二二四〇号 昭和三十六年四月二十二日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願  
請願者 熊本市迎町七五 湯浅喜徳

紹介議員 林田 正治君  
この請願の趣旨は、第二一〇五号と同じである。

第二一六二号 昭和三十六年四月二十五日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願  
請願者 埼玉県熊谷市富士見町七五埼玉県理容環境衛生同業組合熊谷支部内 間室治雄外一名

紹介議員 天田 勝正君  
この請願の趣旨は、第二一〇五号と同じである。

第二一六三号 昭和三十六年四月二十五日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願  
請願者 静岡県追手町二二九 加賀屋正尚

紹介議員 小林 武治君  
この請願の趣旨は、第二一〇五号と同じである。

第二一〇六号 昭和三十六年四月二十一日受理

理容師法の一部改正に関する請願  
請願者 群馬県前橋市曲輪町三九群馬県理容環境衛生同業組合理事長 十川一外十六名

紹介議員 野本 品吉君  
理容業界の構造的欠陥の是正及び素質の向上等の体質改善策を確立し、もつて業界の安定と社会衛生に寄与するため、(一)理容師養成施設において、年

年一万三百人近い過剰理容師が育成されている結果、必然的に過度競争をまします激化し、理容業界の不安定の原因となつてゐるから、養成施設の適正配置並びにその定員の規制等適切な措置を講ずること、(二)現行法による養成課程中、実地習練(一箇年)の実情は、徒弟代用として使われるケースがきわめて多いから、同習練を養成施設学修期間に繰り入れること、(三)理容管理者の資格を制定すること、(四)理容師試験を統一すること、(五)理容師及び理容管理者の従業届出の制度を設けること、(六)理容師手帳の制度を確立すること等を實現するよう理容師法の一部を改正せられたいとの請願。

第二一〇七号 昭和三十六年四月二十一日受理

理容師法の一部改正に関する請願  
請願者 熊本市白山町一〇一熊本県理容環境衛生同業組合理事長 岩尾恵外十五名

紹介議員 谷口弥三郎君  
この請願の趣旨は、第二一〇六号と同じである。

第二一六六号 昭和三十六年四月二十五日受理

理容師法の一部改正に関する請願  
請願者 広島県福山市築切町一四七 三好熊一外十六名

紹介議員 重政 庸徳君  
この請願の趣旨は、第二一〇六号と同じである。

第二一〇八号 昭和三十六年四月二十一日受理

積雪地帯の建築職人に失業保険適用の請願(二通)  
請願者 秋田県男鹿市脇本字脇本秋田県脇本建設労働組合内 加藤福治外一名

紹介議員 田中 一君  
建築職人は、人間生活の三大基本要素の一つである建築の任にあたるという絶対的存在でありながら、社会的に軽視され日あたりの谷底においやられ、年収入においては他産業労働者を、はるかに下回る実情である。特に気候的悪条件のため年間百日以上遊休をよぎなくされている積雪地帯の建築職人の生活は今や崩壊の危機に迫り、こまれば、生活の困窮する結果、技術をすてて他産業にはしり、あるいは失業対策人夫の間に身を投じ、最近では青少年で建築職人を志すものさへ後をたつ現状であつて、日本建築技術の前途のためにもゆゆしい問題であるから、雪国に働く建築職人のために失業保険適用の方途を講ぜられたいとの請願。

第二一六四号 昭和三十六年四月二十五日受理

積雪地帯の建築職人に失業保険適用の請願(一通)  
請願者 秋田県男鹿市大字脇本字尼池男鹿地区建設労働組合連合会内 天野豊三郎外一名

紹介議員 田中 一君  
この請願の趣旨は、第二一〇八号と同じである。

第二一五二号 昭和三十六年四月二十四日受理

特殊漁船船員戦没者遺族の処遇改善に関する請願

請願者 宮崎県日南市長 井戸川 一外三名

紹介議員 平島 敏夫君

特殊漁船船員戦没者遺族に対する国家補償は一般軍人、軍属戦没者遺族よりも、はるかに遅れて昭和三十四年一月から遺族給与金の支給を受けるようになったが、遺族給与金は一般軍人、軍属の公務扶助料に比較して、金額（年額二万五千五百円）において、その半分に達せず支給年限も五箇年で打ち切られることになっている。政府においては最近の国民経済の伸長、生活水準の向上等に対し、一般軍人、軍属の戦没者遺族に対する公務扶助料を相当増額するものであるが、この際特殊漁船船員（準軍属）戦没者遺族に対しても他の戦争犠牲者の公務扶助料と均衡のとれる遺族給与金の増額と支給期間を終身制とせられるよう法の改正を図りたいとの請願。

第二一六一号 昭和三十六年四月二十五日受理

日雇労働者健康保険法の一部改正に関する請願（三十五通）

請願者 大阪市旭区生江町一ノ二八 東川イヨエ外三十四名

紹介議員 田中 一君

日雇労働者健康保険法を改正し、真に日雇労働者健康保険とよぶにふさわしい制度、内容とするため、（一）国庫負担率を五割に引き上げること、（二）療養期間、傷病手当、出産手当の給付期間を健康保険法に延長し、支給額を引き上げること、（三）被扶養者の療養給付を七割に引き上げること、（四）受給要件をみたすまでの待期間（二箇月間）を撤廃し、健康診断は無料とすること、（五）被保険者が給付を受けている場合、扶養家族は無条件で受給できること、（六）被扶養者の認定制限を法第三条の精神を生かし撤廃すること、（七）指定市町村を拡大して即時指定するとともに、現金給付の取扱いを行なうようにすること、（八）保養施設をつくること、（九）擬制適用事業所を強制適用事業所とすること、（十）保険料の値上げをしないこと、等の実現を期せられたいとの請願。

第二一六五号 昭和三十六年四月二十五日受理

引揚者給付金等支給法の一部改正に関する請願

請願者 京都市左京区高野泉町四〇 玉井竜太郎

紹介議員 藤田 藤太郎君

昭和三十三年五月、引揚者給付金等支給法成立の際、参議院において、「本法はその適用範囲を終戦日以降に限られているが、その以前に引き揚げた者であつても、その実状が同様の状態であつた者に対しては適正なる措置を講ずべきである」との附帯決議がなされたのであるが、いまだになら適當な措置も講ぜられず、はなはだ遺憾である。この際、本法の適用から除外されている南方外国領土からの引揚者にもあたたかい法の精神が均てんされるよう、本法第二条第一項に「旧蘭領東印度（インドネシア）、旧英領マライ、シ

ンガポールその他政令で定める地域に生活の本拠を有していたもので、太平洋戦争による緊迫した特殊事態に基づく、やむを得ざる理由により昭和十六年八月一日以降、昭和二十年八月十四日以前に本邦へ引き揚げた者及び外国官憲により抑留された者」を加えられたいとの請願。

五月十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案（衆）

駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案

駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案

駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案

駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案

駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案

駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案

駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案

駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案

駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案

駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案

駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案

駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案

に改め、「当該都道府県」の下に「又は市町村」を加え、「都道府県駐留軍関係離職者等対策協議会（以下「都道府県協議会」という。）を「都道府県又は市町村の駐留軍関係離職者等対策協議会（以下「地方協議会」という。）に改め、同条第二項中「都道府県協議会」を「地方協議会」に改め、同条第三項中「都道府県」の下に「又は市町村」を加え、「都道府県協議会」を「地方協議会」に改める。

第十四条中「同日以後」の下に「駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第 号。以下「一部改正法律」という。）の施行（同法附則第一項本文の規定による施行をいう。以下第十六条第一項において同じ。）の日」までの間を加える。

第十五条 前条の離職を余儀なくされた者について第十六条の規定により特別給付金を支給することができるときは、その者について

は、前条の規定は、適用しない。

第十六条 政府は、昭和三十三年六月二十二日において第二条第二号に規定する契約に基づき国が雇用する労働者（以下「旧政府雇用労働者」という。）又は同条第三号に規定する諸機関が雇用する労働者（以下「旧諸機関雇用労働者」という。）であつた者であつて、同日以後一部改正法律の施行の日まで引き続き旧政府雇用労働者、旧諸機関雇用労働者又は同条第一号に掲げる者に該当する労働者若しくはこれに相当する労働者であつて政

令で定める者として在職したものが、一部改正法律の施行の日以後において、アメリカ合衆国の軍隊の撤退、移動、部隊の縮小又は予算の削減その他政令で定める理由の発生に伴い離職を余儀なくされ、又は業務上死亡した場合に、予算の範囲内において、政令の定めるところにより、当該離職を余儀なくされた者若しくはその者の遺族又は当該死亡した者の遺族に対し、特別給付金を支給することができる。ただし、当該離職を余儀なくされ、又は死亡した者が、政令で定める期間以上在職し、かつ、当該離職を余儀なくされ、又は死亡した時に同条第一号に掲げる者に該当する労働者として在職していた場合に限る。

2 旧政府雇用労働者、旧諸機関雇用労働者又は第二条第一号に掲げる者に該当する労働者若しくはこれに相当する労働者であつて政令で定める者であつた者が離職し、その者が当該離職の日又はその翌日（当該翌日及びこれに引き続く日）が政令で定める勤務を要しない日である場合には、当該勤務を要しない日の翌日）に再びこれらの労働者のいずれかとなつたときは、その者は引き続き在職したものとみなして、前項本文の規定を適用する。

3 第一項の特別給付金を支給する場合において、同一の労働者について同項の規定により特別給付金を支給することができるときは、同項の規定は、

令で定める者として在職したものが、一部改正法律の施行の日以後において、アメリカ合衆国の軍隊の撤退、移動、部隊の縮小又は予算の削減その他政令で定める理由の発生に伴い離職を余儀なくされ、又は業務上死亡した場合に、予算の範囲内において、政令の定めるところにより、当該離職を余儀なくされた者若しくはその者の遺族又は当該死亡した者の遺族に対し、特別給付金を支給することができる。ただし、当該離職を余儀なくされ、又は死亡した者が、政令で定める期間以上在職し、かつ、当該離職を余儀なくされ、又は死亡した時に同条第一号に掲げる者に該当する労働者として在職していた場合に限る。

2 旧政府雇用労働者、旧諸機関雇用労働者又は第二条第一号に掲げる者に該当する労働者若しくはこれに相当する労働者であつて政令で定める者であつた者が離職し、その者が当該離職の日又はその翌日（当該翌日及びこれに引き続く日）が政令で定める勤務を要しない日である場合には、当該勤務を要しない日の翌日）に再びこれらの労働者のいずれかとなつたときは、その者は引き続き在職したものとみなして、前項本文の規定を適用する。

3 第一項の特別給付金を支給する場合において、同一の労働者について同項の規定により特別給付金を支給することができるときは、同項の規定は、

令で定める者として在職したものが、一部改正法律の施行の日以後において、アメリカ合衆国の軍隊の撤退、移動、部隊の縮小又は予算の削減その他政令で定める理由の発生に伴い離職を余儀なくされ、又は業務上死亡した場合に、予算の範囲内において、政令の定めるところにより、当該離職を余儀なくされた者若しくはその者の遺族又は当該死亡した者の遺族に対し、特別給付金を支給することができる。ただし、当該離職を余儀なくされ、又は死亡した者が、政令で定める期間以上在職し、かつ、当該離職を余儀なくされ、又は死亡した時に同条第一号に掲げる者に該当する労働者として在職していた場合に限る。

2 旧政府雇用労働者、旧諸機関雇用労働者又は第二条第一号に掲げる者に該当する労働者若しくはこれに相当する労働者であつて政令で定める者であつた者が離職し、その者が当該離職の日又はその翌日（当該翌日及びこれに引き続く日）が政令で定める勤務を要しない日である場合には、当該勤務を要しない日の翌日）に再びこれらの労働者のいずれかとなつたときは、その者は引き続き在職したものとみなして、前項本文の規定を適用する。

3 第一項の特別給付金を支給する場合において、同一の労働者について同項の規定により特別給付金を支給することができるときは、同項の規定は、

当該二以上の場合のうち最後の場合に限り、適用する。

第十七条 第十四条又は前条第一項の離職を余儀なくされた者に係る特別給付金は、その者が当該離職を余儀なくされた後引き続き在職者とならなかつたとき、又は当該離職を余儀なくされた後引き続き在職者となつた者が死亡したとき（当該死亡につき同項の規定により特別給付金を支給することとなる場合を除く。）に支払うものとする。

2 前項において「引き続き在職者」とは、離職の日又はその翌日（当該翌日及びこれに引き続く日が政令で定める勤務を要しない日である場合には、当該勤務を要しない日の翌日）に第二条第一号に掲げる者に該当する労働者又はこれに相当する労働者であつて政令で定める者となつた者をいう。  
（職業訓練手当及び移転に要する費用の支給）

第十八条 雇用促進事業団は、雇用促進事業団法（昭和三十六年法律第 号）第十九条に規定する業務のほか、当該業務の遂行のみによつては駐留軍関係離職者の再就職の促進に関する措置がなお十分であると認められる現状に対処するため、次の業務を行なう。

一 公共職業訓練を受ける駐留軍関係離職者に対して手当を支給すること。  
二 公共職業安定所の紹介した職業に就くため駐留軍関係離職者がその住所又は居所を変更する場合において、その者に対して

移転に要する費用を支給すること。

三 前各号の業務に附帯する業務を行なうこと。  
2 前項に規定する業務は、次の各号に該当する駐留軍関係離職者に対して行なうものとする。  
一 当該離職の日が昭和三十三年六月二十二日以後であること。  
二 旧政府雇用労働者、旧諸機関雇用労働者又は第二条第一号に掲げる者に該当する労働者若しくはこれに相当する労働者であつて政令で定める者として一年以上在職していたこと。

三 一部改正法律の施行（同法附則第一項ただし書の規定による施行をいう。）の日以後において新たに安定した職業に就いたことのないこと。  
3 政府は、雇用促進事業団に対し、第一項に規定する業務に要する費用に相当する金額を交付する。  
4 雇用促進事業団法第二十二條第二項及び第二十四條第三項の規定は、第一項に規定する業務については、適用しない。

5 第一項に規定する業務は、雇用促進事業団法第四十條第三号の規定の適用については、同法第十九條に規定する業務とみなす。  
6 雇用促進事業団法第二十條及び第三十七條第一項（同法第二十條第一項及び第二項に係る部分に限る。）の規定は第一項に規定する業務について、同法第三十五條の規定は同項第一号の手当又は同項第二号の移転に要する費用の支給を受けることとなつた者の当該支給

を受ける権利について準用する。

附 則

1 （施行期日）  
この法律は、公布の日から施行する。ただし、駐留軍関係離職者等臨時措置法（以下「法」という。）第十八條の改正規定は、雇用促進事業団法の施行（同法附則第一條ただし書の規定による施行をいう。）の日から施行する。  
（経過規定）

2 法第十六條の改正規定の施行前にすでに改正前の法第十四條の規定により離職に係る特別給付金の支給を受けた労働者について、改正後の法第十六條の規定により特別給付金を支給することができる場合には、当該すでに支給した特別給付金は、当該改正後の法第十六條の規定による特別給付金の内払とみなす。

本案施行に要する経費  
本案施行に要する経費としては、約二千万円の見込みである。

昭和三十六年五月十八日印刷

昭和三十六年五月十九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局